

2021 年度

学士論文

移民による民族的多様性は福祉国家の連帯

を衰退させるか

—オランダとスウェーデンを事例として—

一橋大学社会学部

学籍番号：4118128Z

谷口 文萌

田中拓道ゼミナール

目次

序章	2
第1節 問題背景と本稿の目的	2
第2節 事例の選定理由	3
第3節 本稿の構成	5
第1章 先行研究の整理と仮説の提示	6
第1節 進歩派のジレンマと、それについての先行研究の整理	6
第2節 仮説／分析枠組みの提示	8
第2章 ヨーロッパで広がってきた福祉改革(ワークフェア)	10
第3章 オランダ	12
第1節 包摂的な姿勢とその背景	12
第2節 包摂的な姿勢の転換点	14
① ルベルス政権(1982年～94年)	14
② コック政権(1994年～2002年)	15
③ バルケネンデ政権(2002年～10年)	20
第4章 スウェーデン	24
第1節 包摂的な姿勢とその背景	24
第2節 包摂的な姿勢の転換点	26
① 福祉改革の開始	26
② 1990年代以降の移民と就労	29
③ 移民政策の転換と反移民の高まり	31
終章	34
第1節 両国の事例の検討から分かること	34
第2節 結論	36
第3節 本稿の課題	38
参考文献	40

序章

第1節 問題背景と本稿の目的

グローバル化が進み、国境を越えた人の動きが盛んになっている一方で、近年ヨーロッパの多くの国において移民の排斥を謳う極右政党の伸長が目立つようになってきている。2000年代以降、外国生まれの人を排斥したり、移民・難民の流入に反対したりする動きが先進国で強まっており、排外主義的な主張を掲げる政党は、多くの国で10%～20%もの議席を獲得し、今や主要な政党を脅かすまでになっている(田中 2021: 129)。例えば、オランダ、オーストリア、スイス、ドイツなどの大陸ヨーロッパ諸国では、2020年の時点で排外主義を掲げる政党が第1～第3党の位置を占めるようになってきている。加えて、これまでは移民に寛容で、排外主義は弱いとされてきた北欧諸国にもこの動向は当てはまる。デンマークでは極右政党デンマーク国民党が1998年以降一貫して国会に議席を持ち続けているばかりか、2001年には第3党、2009年には第2党にまで躍進した。ノルウェーの極右政党である進歩党は1997年の国政選挙で第2党になると、2013年には保守党との連立内閣を形成している。スウェーデンにおいても、他の北欧諸国と比較すると遅めだが、極右政党であるスウェーデン民主党が2010年に初めて国政で議席を獲得した。2014年の選挙ではさらに議席を伸ばして第3党となった(田中 2021: 129-130; 永吉 2018: 152)。本稿の問題意識の出発点はこれらの新たな動向にある。

2000年代以降、ヨーロッパ各国で反移民勢力が急速に勢力を伸ばす中で、それまでの移民への寛容な態度が限界を迎えているという議論がなされるようになった。本稿で取り上げるオランダも多文化主義の失敗例として認識されつつある。こうした議論の一つの代表例は「進歩派のジレンマ」である。これは、イギリスのジャーナリスト、デイヴィッド・グッドハートが2004年に発表した論説であり、簡潔に要約すると、連帯が多様性に対立するということを示している。このジレンマは社会的結束力と累進的な税制によって支えられる手厚い福祉という連帯性と、異なる民族、価値観、生き方を平等に尊重する多様性の両方を求める進歩派にとって深刻な問題である。そのためグッドハートは、このジレンマを「進歩派のジレンマ」と呼び、大量の移民の受け入れはそれ自体包摂的かもしれないが、それがもたらす多様性の増大は国民的連帯の土台を掘り崩すのではないかと主張した(Goodhart 2004; 向山 2021: 31)。本稿では、オランダとスウェーデンを具体的な事例として取り上げ、このジレンマの表れ方を移民政策や移民排斥の動きに触れながら論じる。その際、移民への態度の転換と、連帯の概念と深く結びついている福祉国家の変容が如何に関連しているのかに着目する。二国の事例研究を通して、近年になって連帯が難しくなっている原因は多様性にあるのか、すなわち、進歩派のジレンマの主張が妥当か否かを検討する。本稿での事例研究を通して明らかにするのは、寛容な福祉国家において連帯が難しくなっている要因は多様性ではないということである。

ある。連帯を可能にしてきた社会基盤が崩れ、それに伴って福祉国家のあり方が変容していることが今日の反移民の風潮に結びついていると主張する。

そもそも移民に対して「寛容」であるとはどのような状態を指しているのか。寛容を意味する tolerant という英単語を Oxford English Dictionary でひくと、「自分とは異なる姿勢や信念を受け入れようとする」とある。つまり、移民に対して寛容であるとは異文化を認め、自国への社会参加を促そうとすることだと解釈できる。一方で、多文化主義はどのように定義づけられるか。多文化主義政策とは、異質性を公に認め、制度化する政策・マイノリティの差異に基づく支援を行う社会政策を指しており、それらの政策を正当化する理念として多文化主義が掲げられている(Banting, Kymlicka 2006)。移民に対して寛容であることと、多文化主義的であることは必ずしも同義ではない。本稿では、移民への態度を表現する上で、「寛容」と「多文化主義的」を区別して用いる。

第2節 事例の選定理由

本稿で扱う事例としてオランダとスウェーデンの二国を選定した理由は二つある。第一に、移民に対して伝統的に寛容な態度かつ多文化主義的な政策を取っていたことに加え、その態度が揺れ動いているという点が共通しているためである。

まず、両国の移民への寛容性を示す議論として、西洋民主主義諸国を多文化主義の度合いで分類したキムリッカとバンティングの議論がある。キムリッカとバンティングは、以下の8つの政策を移民多文化主義の最もありふれた、もしくは象徴的な形態として特定し、西洋民主主義諸国がこれらの政策をどの程度採用しているのかを調査した(キムリッカ 2018: 79–80)。

1. 中央もしくは地域的・地方自治的レベルにおける憲法・立法・議会による多文化主義の承認
2. 学校の教育課程での多文化主義の採用
3. 公共のメディアやメディアの認可条件にエスニックな代表制や配慮を含めること
4. 服装規則や日曜休業法の免除
5. 二重国籍の容認
6. エスニック集団の文化活動を支援する団体への財政補助
7. 二言語教育や母語教育への財政補助
8. 不利な立場にある移民集団への積極的差別是正措置

伝統的な移民国(オーストラリア、アメリカ、カナダ)を除き、調査した西洋民主主義諸国の中で、穏健な多文化主義への移行を示しているのは、ベルギー、オランダ、スウェーデン、イギリスの4か国である。圧倒的多数の国では多文化主義への移行の動きがみられない。すなわち、キムリッカらの調査によれば、オランダとスウェーデンは西洋民

主義諸国の中でも多文化主義の度合いが高く、移民に対してオープンな国であったことが分かる。キムリッカは、このようなリベラルな多文化主義政策を採用する国では、不寛容の度合いが低く、移民の若者も良好な状態にあるとしている(キムリッカ 2018 : 175)。

また、この二国は移民統合政策指標(Migrant Integration Policy Index : MIPEX)でも高い評価を受けている。この政策指標は、移民の社会参加の機会を多面的に把握するために開発されたものであり、分析した国において、移民の統合を促進するために政府が行っていることを評価し比較するツールの代表的なものとして用いられている。この指標では、労働市場の移動、家族呼び寄せ、教育、政治参加、長期滞在、国籍取得、反差別、健康の8分野に焦点が当てられて各国を評価している。スウェーデンはこのMIPEXのランキングでは、2007年の第2回から2015年の第4回まで3回連続で総合1位とされた。第4回分野ごとの評価では、8分野のうち、労働市場分野、教育分野で1位とされている(清水 2017: 1)。また、オランダの移民統合政策についても、EU諸国の平均を上回る結果をMIPEXの指標は示している。一部スコアは低い分野があるものの、概ね平均以上の機会均等が評価されている。下の表1は2007年のMIPEXにおける指標をまとめたものである。フランスやイギリスのようなヨーロッパの主要先進国を比較しても高い評価を受けていたことが分かる。

以上から、オランダとスウェーデンは移民に対して寛容で多文化主義的な国として政策的に評価されているといえるだろう。

表1

	SWE	NLD	FRA	UK	GRC
Labor market access	100	70	50	60	40
Family reunion	92	59	45	61	41
Long term residence	76	66	48	67	60
Political participation	93	80	52	46	14
Access to nationality	71	51	54	62	25
Antidiscrimination	94	81	81	81	58

(出典)MIPEX2007 より筆者作成

ところが、移民に対して寛容であるという両国の評価は近年になって堀り崩されつつある。オランダでは1990年代以降に移民政策が転換し、厳格化の動きがみられていることや、2002年には反移民を掲げるフォルタイン党が政権入りしたことなどから、いまや多文化主義の最初の失敗例となったケースとして認識されている(挽地 2015: 40)。また、「オランダモデル」に代表される先駆的な雇用福祉改革を進め、女性や高齢者、失業者などの積極的な「包摂」を推進している一方で、移民や外国人の「排除」が急速に

進展している。「包摂的」で先進的と目される福祉国家においてこそ排外主義が生じているというパラドクスを体現する国の一つになっていると水島が主張するように、移民の多様性を前にそれまでの連帯が崩れている(水島 2019: 216)。スウェーデンについても同様に、移民に寛容な多文化主義的な政策を取っていた一方で、1990年代前後に移民政策が、多文化主義政策から統合政策へと転換したり、移民と原住国民との格差が広がったりしている。実際にスウェーデン民主党のような反移民政党が支持を伸ばしていることからこれまでの態度は変わりつつあると言えるだろう。したがって、この両国は多様性と連帯の両立が叶わなくなっているという点で、「進歩派のジレンマ」を体現している国であると言えるだろう。

オランダとスウェーデンの二国を事例として選定した第二の理由は、両国の福祉レジームの違いに着目するためである。エスピン・アンデルセンによる福祉国家の分類によれば、オランダは保守主義レジーム、スウェーデンは社会民主主義レジームに当てはまる。前述したように、移民に寛容な多文化主義政策を行ってきた点と、その立場が揺らいでいる点で共通しているものの、移民の包摂における連帯の概念と結びつく福祉の枠組みは異なっている。また、後に紹介するが、連帯感の衰退と深く関連付けられる雇用についての考え方も対照的である。第1節で述べたように、本稿の目的は多様性と連帯のジレンマについて検討することである。異なる福祉レジームに属する国家を事例として比較することで、レジームによらずに共通した福祉のあり方が影響していることを明らかにしたい。

第3節 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。第1章では、進歩派のジレンマに関する先行研究を整理し、議論の対立点を示す。その上で、1990年代以降になって多くの国において移民への態度が転換したこと、すなわち国家内での連帯が上手くいかなくなってきたことの要因に関する仮説を立てる。第2章では、ヨーロッパの各国で広がった福祉国家再編の動きを、主にワークフェア改革の観点から論じる。ここで福祉改革について言及する目的は、福祉レジームの違いによらずヨーロッパで同様の改革が進んできたことを説明し、移民排斥の動きと福祉の関連性が一国の特定の状況下で存在するものではないことを明らかにするためである。第3章ではオランダ、第4章ではスウェーデンの事例を取り上げる。それぞれの国における多文化主義的で寛容な態度とそれを可能にしてきた背景および移民政策の変化や反移民政党の登場について論じる。その際、主に福祉国家の改革に着目し、移民への態度の転換にいかに関与を与えたのかを明らかにする。終章では、第3章、第4章で検討したオランダとスウェーデンの事例から明らかになったことを整理した上で、結論部で「進歩派のジレンマ」の妥当性について検討し、仮説の立証へとつなげる。

第1章 先行研究の整理と仮説の提示

第1節 進歩派のジレンマと、それについての先行研究の整理

本章では、進歩派のジレンマに関するより詳細な説明を加えた上で、このジレンマを取り巻く議論について整理する。序章で触れたように、進歩派のジレンマとは、簡単に表現するならば「多様性と連帯のトレードオフ」である。このジレンマを提唱したグッドハートはその論説の中で、イギリスの保守党の政治家、デビッド・ウィレットツの発言を取り上げている。ウィレットツによれば、多額の税金を徴収し、給付金を支払うことができる根拠は、多くの人々が、受給者は自分と同じような人々であり、自分が直面する可能性のある困難に直面していると考えているからである。価値観が多様化し、ライフスタイルが差別化すれば、リスクをプールする普遍的な福祉国家の正当性を維持することが難しくなる。人々は「自分がやらないことをやっている人のために、なぜお金を払わなければならないのか？」と考えるようになり、大規模な福祉国家の基盤となる道徳的コンセンサスの一部が損なわれてしまう、という(Goodhart 2014)。グッドハートが取り上げたウィレットツの発言にあるように、普遍的な福祉国家では、人種や宗教に関わらず、すべての人を平等に処遇し、すべての人に福祉や教育サービスを提供することが目指される。ところが、移民や難民の数が増え、民族的な多様性が増すにしたがって、これらの政策への支持を維持することは難しくなる。人間とは、一定の集団の枠内で連帯意識をはぐくみ、お互いに助け合おうとするものであるため、自分たちとは異質な文化を持つ他者が増えてしまうと、連帯意識は掘り崩されていく。再分配は自分たちではない移民＝「彼ら」の利益にしかならず、「我々」がコストを追うのは不公平だと考えられるようになるのである(田中 2021: 139-140)。連帯意識が掘り崩された結果として、福祉愛国主義の形で移民の排斥が訴えられるようになると考えられている。

永吉(2016)は福祉国家において移民の排斥が訴えられることを3段階のプロセスで説明している。①移民の増加とそれによって生じた文化的多様性の増大によって、社会の中でお互いへの信頼感が失われる。②その結果として、社会全体の統合が弱まる。③人々は信頼できない相手や、自分と同じ社会の構成員だとみなせない人に再分配することを拒否するので、福祉国家を維持できなくなる(永吉 2016: 151-152)。民族的な多様性は人々の間の連帯意識を掘り崩し、国家による連帯を難しくさせるという「多様性と連帯のトレードオフ」のロジックは研究者の間で広く支持されるようになっている。進歩派のジレンマを主張する論者は、多文化主義への移行は連帯意識を侵食し、福祉国家を弱体化すると論じ、民族の多様性や多文化主義政策を批判する。これらの主張から排外主義が導かれる。

一方で、多文化主義の擁護派は、連帯が弱まることや寛大な福祉国家を維持できなく

なることと、社会の多様性や国家が多文化主義政策を実施することには関連がないと主張する。さらに、「進歩派のジレンマ」に関して、移民を含む他者との連帯の衰退には、多様性とは別の要因があると主張し、その要因として福祉国家の再編とそれともなうシティズンシップ概念の転換を主張する議論も存在する。本節ではそれぞれの議論を取り上げた上で、仮説へと結びつける。

多文化主義の擁護派として代表的なのがキース・バンティングとウィル・キムリッカである。彼らは、不平等の拡大、富裕層への減税と貧困層への給付削減を行う政党への支持、マイノリティをスケープゴートにする政党への支持などによって連帯感の低下が示されており、世間一般の評論家や学術論文でもその傾向が共通して支持されていることは認めている。しかし、連帯の衰退の原因が多文化主義にあるということは否定している。キムリッカとバンティングが言うには、異質性のレベルや、多文化主義の種類のレベルなど重要な変数についての長期にわたる信頼性の高いクロスナショナルデータおよび、多文化主義政策の導入と福祉国家の間に負の相関があることを明らかにした実証研究は存在しない。したがって、多様性と連帯のトレードオフの議論は憶測と推測に基づいている。むしろ彼らによれば、多文化主義政策は連帯感を損なうどころか、偏見を減らすことで連帯感を強めることができる(キムリッカ 2018)。

民族の多様性や多文化主義政策と福祉国家を関連付けた研究を行ったクレパスの研究は多文化主義の擁護の根拠として用いられており、キムリッカらは論文の中でクレパスの研究を引用している。クレパスは研究の中で、西欧民主主義諸国において多文化主義政策のレベルが高い国ではそのレベルが低い国に比べて、再分配に対する国民の支持が低下しているのかどうかを比較した。その結果、多文化主義政策を採用することで信頼が損なわれるという証拠は見当たらなかった。すなわち、西欧民主主義諸国では、移民の増加が社会支出への支持を低下させるという明確な傾向は見られないという(Banting, Kymlicka 2006)。クレパスによる個人、集合体、マルチレベルの分析研究により、現代の福祉国家は包括的な福祉国家であればあるほど移民に寛容であり、家族政策、活発な労働市場政策、良好な労使関係の枠組み、普遍的な福祉国家などを放棄しなければ、疎外された下層階級を生み出さないということが明らかになった。福祉国家はネイティブ国民(両親がその国の国籍を有しているかつ、その国で生まれた人)と新参者との間の対立を緩和することで、移民の統合を助ける。また、外国人嫌いや人種差別の火を消すことで、ポピュリストが激しいレトリックを用いて移民に対する誤った世論を形成することに対抗した。すなわち、普遍的な福祉国家では、福祉支援を受ける人にレッテルを貼る可能性はほとんどないと主張した(Crepaz 2009: 457-458)。

では、本稿で取り上げるオランダやスウェーデンのように、具体的な国家において「多様性と連帯のトレードオフ」が表出していることはどのように説明できるだろうか。クレパスが論文で結論付けたように、福祉の普遍的な提供は、より集団的、有機的、平等主義的な社会をもたらし、そこでは人種差別主義者や福祉優先主義者の声はより小さく

なり、信頼が生まれ寛容さが構築されるのではないのか(Crepaz 2009: 458)。福祉と連帯概念について水島は、近年になって「参加」の論理が作用するようになったと主張する。1990年代以降の先進諸国は、高齢化や構造的失業の存在による福祉給付受給者の増加、グローバル化やEU経済通貨統合を背景とする財政支出抑制の必要性、さらには就労者・福祉給付受給者の分断の固定化による社会的分断といった福祉国家の基礎を掘り崩す問題に直面した。そこで各国では、福祉依存の脱却を目指し、職業訓練機会の提供や職業紹介、個人や企業を対象とする報奨金といったインセンティブの強化とともに、失業者が求職活動や職業訓練に参加しない場合には給付を停止するなどのペナルティを導入した。これらの改革の結果、「給付偏重」の傾向のあった福祉国家の構造は現在、就労強化型の福祉国家に向けて大きく舵が切れつつある(水島 2019: 219)。このように、より多くの市民を労働市場へと「参加」させ、包摂を進めようとする現代の福祉国家は、いまや女性も高齢者も障害者も含め、全員が何らかの形で経済社会に貢献する、一種の「参加」型社会を志向するようになった。市民に積極的な「参加」を求め、参加を拒む者には福祉国家のメンバーとしての資格を制限することは新しい現象である。つまり、社会の構成員としての条件、すなわちシティズンシップの概念に大きな変化が生じていると考えられる。福祉国家のシティズンシップは「万人に無条件に付与される」ものから、コミュニティに参加し、その道徳的義務を果たすことで付与されるものという選別的なものに変容したと水島は主張している。変容を遂げた現代の福祉国家において、労働市場や教育現場で困難な状況に置かれている移民や難民をはじめとする外国人の多くが「コミュニティへの義務を果たさない」シティズンシップの不適格者とみなされ、排除のターゲットとなる可能性は高い。水島は、「福祉国家が移民を守る」という理念が「移民から福祉国家を守る」というロジックに反転していったと主張し、福祉国家の変容を移民排斥の動きと結びつけた議論を展開した(水島 2019: 218)。

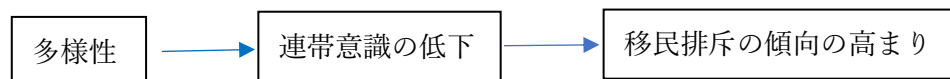
この議論は、社会における多様性の増大は、我々自身がいかなる国民的連帯を構想するのかという政治的なプロジェクトにかかっているものであり、必ずしもその連帯の土台を掘り崩すわけではない(向山 2021: 28)といった主張にも結び付けられるものである。多文化主義を擁護するキムリッカからもまた、水島と同様に、民族の異質性が福祉国家を蝕むのは、政府が多様性の管理を誤り、それが社会的対立や政治的分裂の原因となり、それによって信頼や連帯感が損なわれたときではないだろうかと論じている。(Banting, Kymlicka 2006)

第2節 仮説／分析枠組みの提示

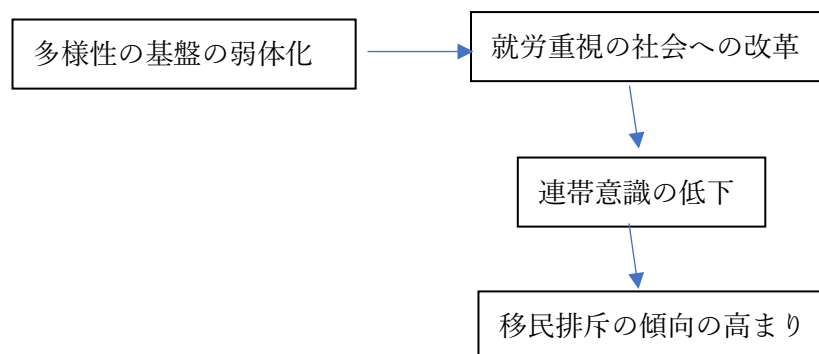
以上のような先行研究や議論の対立点を踏まえた上で、本稿で検討するリサーチクエスションおよび仮説を次のように設定する。伝統的に移民に寛容な態度を取っており、

多文化主義政策が採用されてきた国々でさえも、近年移民への態度が厳格化し、移民排斥を謳う政党が支持を伸ばしているのはなぜか。オランダとスウェーデンの事例研究を通してこの妥当性に関して本稿で主張したい仮説は、レジームの違いを越えて福祉国家の変容が共通しており、その福祉国家の変容によって移民の包摂が難しくなり、移民の排斥に繋がっているというものである。すなわち、進歩派のジレンマの主張にあるように、多様性が人々の連帯意識を崩しているのではなく、多様性のある社会を認めてきた社会基盤が弱体化したことによって引き起こされた福祉の変容に伴って連帯の概念も変容し、それが移民の包摂および多文化主義の維持を困難にさせたのではないかという主張である。福祉レジームの異なるオランダとスウェーデンを取り上げることで、近年のグローバル化に伴う共通の福祉の変化が最大の要因になっているという仮説を検証することで、多様性と連帯のトレードオフを指す、進歩派のジレンマの妥当性を評価する。次章から、ヨーロッパの広範で見られた福祉国家の変容と具体的な国家での事例を合わせてこの主張を論証する。論証する際に用いる考え方を図示すると以下のように表すことができる。連帯意識の低下の契機となるのは、多様な社会そのものではなく(i)、多様な社会を可能にしてきた基盤が弱体化したことにある(ii)ということを明らかにしたい。なお、本稿ではオランダとスウェーデン両国において移民人口が増加しはじめた第二次世界大戦後(1950・60年代)から、移民に対する姿勢の転換が見られるようになった2000年代初頭までを分析対象とする。

(i)「進歩派のジレンマ」の主張



(ii)本稿での主張



第2章 ヨーロッパで広がってきた福祉改革(ワークフェア)

本章では、ヨーロッパで 1980 年代以降に広がった福祉国家改革の動きについて、改革が起きた背景と改革の中身を検討する。ここでヨーロッパ全域における福祉改革を概観する目的は、福祉レジームによらず同様の改革が進んできたことを説明することで、「進歩派のジレンマ」の再評価に正当性を持たせるためである。オランダとスウェーデンの事例研究だけでは、特定の国の特定の状況下での評価にとどまってしまうため、評価できる範囲をヨーロッパまで広げた。

第二次世界大戦後に登場した福祉国家は、社会保険や公的扶助、社会サービスなどの社会保障制度によって貧困や病気、老齢などの様々なリスクに対応する。それは包摂型社会の前提であった。当時の福祉国家は、完全雇用を前提として市民の生活を保障していた。福祉国家は、病気や障害などによって就労できない者や高齢により引退した者などの生活保障を主たる役割とした。福祉の枠組みはもっぱらそうした少数の例外的リスクだけを念頭に置き、その例外的リスクに事後的に現金給付で対応するという形で設計されていた。この仕組みは、福祉国家の財政を支える良好な経済状況とそれに基づく完全雇用、そして性別役割分業に基づく近代家族によって構成されていた。

しかし、1970 年代以降にこの前提は崩れていった。1973 年の石油危機を契機とした低成長やマイナス成長で多くの国で失業率が上昇していった。また、1980 年代ごろから製造業が盛んだった先進国はサービス業を中心としたポスト工業化社会へと変容し、「知識基盤型経済」が到来した。それに伴い、知識を活かして専門的な業務を担っている労働者と、マニュアル化された単純労働に従事する労働者の二重化が拡大した。従来の福祉国家ではこうした状況に対応することが困難となり、1980 年代の初頭には「福祉国家の危機」が政治的スローガンとして叫ばれた。この危機を乗り越えるために福祉国家の再編が進んでいったのである。加えて、女性の労働力率が向上し、男性稼ぎ手と女性専業主婦という家族形態からの多様化という変化も従来の福祉国家が前提としたものが崩れたことを表している(千田 2021: 197)。

以上の変化により、ヨーロッパの福祉国家は「労働市場への包摂」を重視するようになった。高成長期にはこのような枠組みであまり問題は生じなかったが、1970 年代以降、低成長に移行し、失業者が急増し、多くの人々が雇用の枠組みから離脱するようになる。(しかも高齢化の問題が付け加わる)前述したような事後的な受け身の対応しか持たない従来の福祉国家は過重負担に陥り、さらにその福祉レジームが雇用レジームを圧迫するという悪循環が現出した。雇用レジームと切り離された福祉レジームのあり方を見直し、両者の間に新たな関係を構築することが必要とされてきたのである(野田 2010: 4)。このように雇用と家族の揺らぎが既存の制度の対応力を越えた新しい社会的リスクを生み出した一方で、既存のリスクへの制度の対応力も限界に達しつつあった。

以上のような困難を乗り越えるために、近年の福祉国家改革が行われた。それらの改革の多くに共通していることは、改革を通じて福祉給付受給者、あるいはその予備軍の就労を促進し、労働市場への統合を進めるワークフェアが重要な柱となっていることである。ワークフェアとは、welfare to work から作られた言葉であり「何らかの方法を通して各種社会保障・福祉給付(失業給付や公的扶助、あるいは障害給付、老齢給付、ひとり親手当など)を受ける人々の労働・社会参加を促進しようとする一連の政策」とひとまず定義される(仁平 2015: 179)。ワークフェアには、就労を福祉の条件とするという契機と、福祉が就労を支援するという契機との二つの顔がある。具体的には、失業手当や公的扶助の給付条件として正規雇用あるいは公的雇用への就労や職業訓練を義務づける制度調整は前者に当たる。職業訓練、リカレント教育、教育休暇、職業紹介等の労働者の雇用可能性を高めるための社会サービスは後者に当たる。また、医療、年金、育児休暇期間中の所得補償など各種の保障を就労と連動させることで労働インセンティブを高めようとする政策もワークフェアの一種である(宮本 2001: 78)。雇用と福祉を連動させたワークフェアは、イギリスのブレア政権下での「第三の道」路線を代表として、西洋各国の福祉改革に強い影響を与えてきた。(1998 年の政策文書『第三の道』では、伝統的な左派(福祉国家)と新右派(新自由主義)の対立を乗り越える路線が「第三の道」と称された。この路線の目標は、万人の平等ではなく機会均等の実現にある。グローバル化と知識経済課に適応し、競争力のある経済を作り上げるためには、誰もが労働に参加し、その能力を発揮できるようにしなければならない。失業者を減らし、教育や職業訓練を通して人々を就労へと促すことが重要である。)(田中 2021: 85)

したがって、1970 年代以降の福祉国家の改革は、特定の国家における特定の要因によって個別に発生した動きではなく、ヨーロッパ全域で見られたことが分かる。すなわち、福祉レジームの違いに関わらずヨーロッパ諸国では福祉国家が同様の壁にぶつかっており、その解決策として「就労」「雇用」をキーワードとした改革が行われたのである。第 1 章で紹介した水島の議論を持ち出せば、就労を通して社会に「参加」することが包摂の条件になってきたのである。次章からオランダとスウェーデンという具体的な国での事例を取り上げ、福祉改革の詳細に触れながら、それぞれの国家における移民への態度の転換の要因及びそこに共通する要素を明らかにする。

第3章 オランダ

第1節 包摂的な姿勢とその背景

本章ではオランダの事例を取り上げて、包摂的な福祉国家における移民に対しての寛容さを、主に移民政策と多文化主義政策の内容に言及しながら論じる。同時にそのような移民へのアプローチを取ることを可能にした社会基盤についても考察を加える。その上で、1990年代以降の移民政策の転換をはじめとする態度の厳格化や排斥の動きの表出の詳細とその要因について、前述した背景と関連付けながら論じる。

オランダにおいて移民人口が増加したのは1950年代から60年代である。戦後復興が本格化するにつれ、労働力不足が恒常化し、旧植民地以外からも労働者を招き入れた。そこで増加したのがイスラーム系移民である。トルコ系が1964年、モロッコ系は69年に、オランダ政府とこれら両国政府との二国間雇用協定の締結後、オランダ社会への受け入れが開始された。この時期はガストアルバイター(外国人労働者)としての導入であったのだが、1973～74年の雇用協定の一時停止を経過しても、モロッコ、トルコからの移民の多くが帰国せず、家族を呼び寄せ、オランダ政府の意に反する形で定住化が進行した(高橋 2010: 48 ; 小山 2019b: 199)。

この時期の移民への対応は以下のようなものであった。まず、政策に関して取り上げる。外国人は通常オランダ滞在5年、家族招致などによる入国の場合は3年で永住許可を取得できる。また83年の130条の憲法改正を受け、85年には関連する選挙法と地方自治体法が改正され、5年以上滞在している外国人には市町村の選挙権・被選挙権が与えられた。また、84年の国籍法改正では、帰化の簡素化と、二重生地主義の導入によって、純粋血統主義が放棄された。オランダ国籍の取得も比較的容易であり、1993年から97年にかけては二重国籍も広く認められたことから、多数の外国人が国籍を取得している(水島 2019: 117)。また、1970代末から80年代前半にかけて、オランダ政府による移民の法的格差の是正は積極的に推進されていった(小山 2019b: 205)。1980年代には「多文化主義」が政策として推進され、各移民団体は公的に認知されて政策提言に参加した。移民団体を積極的に政策形成に参加させ、教育においても宗教的な私立学校の建設も公的補助券を用いて支援し移民統合を促進しようとしてきた。移民の子弟に対しても、二言語教育が提供され、イスラーム系の学校にキリスト教系の学校と同等の公的補助が保障されるなど、オランダは多文化主義統合モデルの典型だとされてきた(佐藤 2021: 227)。ここまで挙げたような移民政策と多文化主義政策に加えて、高度の発達を遂げたオランダの福祉制度も移民に門戸を広く開放しており、その恩恵を享受できることもまた、多くの移民を引き付け、外国人人口増加の一因となった。オランダの全住民に占める外国系市民の比率は21世紀初頭には約18%に達し、大都市を中心にその比率

は増加の一途をたどっている(水島 2019: 100.103-104)。

寛容で多文化主義的な移民政策を実施することができた背景には何があるだろうか。多くの研究者はオランダ特有の政治制度と社会構造を要因として挙げている。以下ではオランダの柱状化社会と多極共存型民主制を取り上げる。

オランダにおいては、社会的亀裂が幾重にも重なり合い複雑な社会構造が形成されてきた。その特徴として挙げられるのが柱状化社会である。オランダの柱状化社会では、複数の対立軸が入り組んでおり、いくつもの下位集団が同居している状況にある。(プロテスタント vs カトリック/世俗派 vs キリスト教/雇用者 vs 労働者など)カトリック勢力やプロテスタント勢力などの社会的な下位集団は、独自の組織的ネットワークを社会に張り巡らせ、支持層を囲い込むことで自らの勢力を安定させることに努めてきた。この独自に構築された政治的なサブカルチャーを「柱」と呼び、いくつもの「柱」が並立している社会を「柱状化社会」という。こうした社会の中でそれぞれのグループは自律して存在しており、自らの勢力基盤を確立していった(渡辺 2014: 232-233)。

多極共存型民主主義は、オランダ出身の政治学者レイブハルトが主張した政治体制モデルである。彼はオランダ社会を「柱」によって分断された社会として捉えた。それぞれ独自の世界観に基づいて凝集したこれらの「柱」の間には、鋭い緊張と対立があるものの「柱」の利害を超えて、デモクラシーの維持のために和解と協調を目指して活動するエリートの存在により政治的な安定が保たれてきた(水島 2010: 73)。

福祉面においても、柱状化社会や、多極共存型民主主義がもつ特徴は同様に当てはまるものであった。前述したように、個々の集団の自治と自立を重視し、国家の関与が限定されているというオランダの特徴は、政策にも色濃く反映された。例えば、失業保険などの被用者保険は産業別の労使自治に基づいて運営されたばかりか、貧困者救済や高齢者ケア・医療保険サービスにおいても宗派系の団体を含む多数の民間非営利団体が実施主体となってきた。国家の役割は、原則として財政支援と執行の監督に限られ、さまざまな下位集団が福祉の主体を担う分権的な体制が形成されてきた。福祉におけるこのような分権性はキリスト教民主主義政党が政権の要を占める大陸ヨーロッパ諸国の特徴であり、オランダでもキリスト教民主主義政党が政権のかなめを占め、福祉国家の諸制度の形成に強い影響を与えてきた。オランダ社会を伝統的に支えてきたキリスト教民主主義は個人の帰属する社会集団、すなわちコミュニティに重要な価値を置いており、この考え方に基づいて福祉が提供されていた(水島 2002: 123 ; 水島 2013: 55)。

このような柱状化社会を形成してきたオランダの歴史は、オランダ国民のみならず、移民・外国人労働者にも適用され、彼らを取り巻く政策にも反映されてきた。政府は柱状化社会政策の延長として移民に対してもエスニック・宗教共同体の形成を支援する政策をとってきた。この結果、ムスリム移民たちはさまざまなコミュニティやサブ・コミュニティ、福祉のシステムを形成し、イスラームは第3の列柱となった(高橋 2010: 49)。1970 年代後半まで、移民全般に対する一貫した政策や展望を持たなかったオランダだ

が、1979 年になって、政策科学審議会は『エスニック・マイノリティ』と題した報告書を発表した。この報告書や政府の覚書で主張された政策は、後に 2001 年の政策科学審議会の報告書において、「集団のアイデンティティを維持し、さらなる発展をともなう解放は、オランダの柱状化の伝統と結びつくものであり、多文化主義を推進するもの」と位置づけられている(寺本 2013: 103)。ホスト社会への編入という課題に対し、オランダの文脈では、すべての宗教集団に対する憲法上の平等という原則と、柱状化社会という社会的枠組みの恩恵を受け、ムスリムは自らの利益促進が可能となった(小山 2019a: 11)。

柱状化社会と並列してオランダの社会構造の特徴であった多極共存型民主主義の理念も移民に適用されていた。この理念は 80 年代まで残存しており、エスニック・マイノリティらの自主的な権利は容認され、オランダ社会への強制的な同化政策は採用されていなかった(小山 2013: 98)。

以上から、1920 年代から 60 年代のオランダの柱状化社会という社会構造、そして 80 年代まで続いた多極共存型民主主義に立脚する政治体制が多文化主義と結びつくことになり、移民集団の尊重や寛容な態度を導いたといえるだろう。

第 2 節 包摂的な姿勢の転換点

本節では、「寛容さ」の転換を時系列順にみた上で、その転換の要因について考察を加える。政権ごとに政策の特徴が異なっているため、オランダについては①ルベルス政権(1982 年～94 年)②コック政権(1994 年～2002 年)③バルケネンデ政権(2002 年～10 年)と政権別に諸政策を取り上げる。充実した福祉国家が発達し、移民にも「開かれてきた」はずのオランダにおいて、この「転換」が驚くほどドラスティックに、また急速に進行してきた流れとその背景に関して本節では論じる。

① ルベルス政権(1982 年～94 年)

石油危機で打撃を受けたのはオランダも例外ではない。石油危機以降の景気悪化の影響で 1960 年代まで続いた事実上の完全雇用状態は一変し、失業が急増し、1983 年には失業率が 12%に達する。雇用政策を欠いたまま失業は増加し、社会保障負担の増大と企業収益の低下、財政赤字の増加という悪循環が生じ、いわゆる「オランダ病」として知られるようになった(水島 2019: 50-51)。

1982 年 11 月、キリスト教民主アピールと自由民主人民党からなるルベルス中道政権が成立する。ルベルス政権は経済の立て直しを目標に掲げ、改革に乗り出した。オランダのような大陸型福祉レジーム国家の特徴として、福祉給付受給者への所得保障を重視する一方、受給者に義務を課すことはまれであり、「受動的」で「寛大」であることが挙げられる(水島 2013: 55)。このレジームに当てはまる国家では、完全雇用への関心が薄

く、失業者を労働市場に復帰させるような意識は低かった。ルベルス政権は、ネオ・コーポラティスト的な政労使の協調によってこの不況に対応した。労使改革だけでなく、福祉国家改革も同時に開始された。ルベルス政権は、受給者数の増大を抑え、過重な財政負担の解消を目指して、拡大を続けてきたさまざまな福祉制度について初めてといえる改革に着手した。1987年には、失業保険・疫病保険・就労不能保険などの被用者保険において、給付水準が80%から70%に引き下げられた。失業手当にも改革が施された。6か月間の失業手当が終了すると追加給付に移行するが、この追加給付は自動的に受給されることはなく、過去5年間のうち3年以上の雇用期間が必要条件とされたほか、支給期間も就労暦と年齢に応じて短縮された。就労への後押しも積極的になされ、90年に長期失業者の職業訓練と就職斡旋、92年に若年労働者の職業訓練と雇用機会充実、95年に失業保険受給者の職業訓練受講の義務化が掲げられ、「ウェルフェアからワークフェア」といわれるような政策が推し進められた。しかし、ルベルス政権下の福祉改革は、概して給付水準や給付期間の削減、審査基準の変更などにとどまり制度自体の根本的な見直しにはならなかった(水島 2019: 61-62; 田中理 2005: 2)。

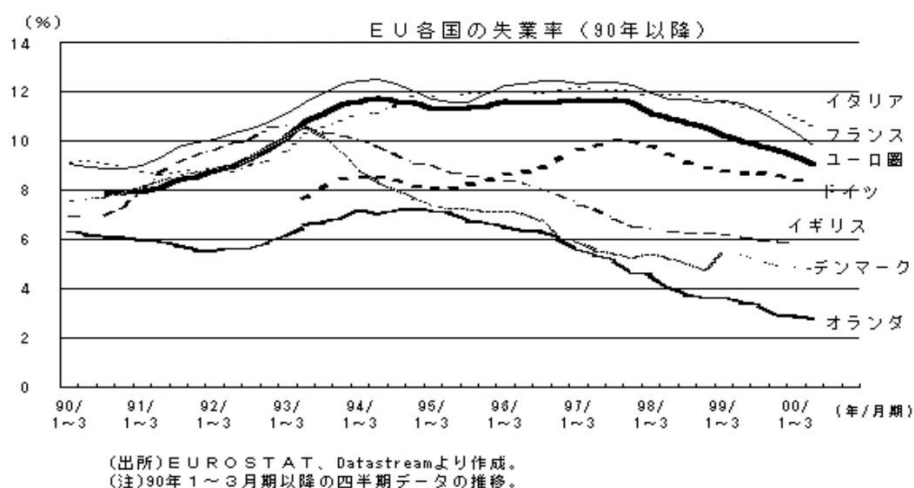
以上のような福祉国家改革や、労使の改革の一方で、ルベルス政権における移民政策は、柱状化社会に基づく多文化主義的な理念が維持されており、移民の権利に関する法的整備の実施、政府による移民政策に係る諸機関の体系化といった積極的取り組みが多文化主義の理念の下で展開された。「オランダ病」と表現される程のこの経済停滞の中で、移民が定職を得ることは概して困難であったが、低家賃公営住宅への入居、公的扶助をはじめとするサービスは比較的容易にアクセスすることが可能だった。不法入国者や難民認定を拒否されてもオランダに滞在を続け、不法滞在の状況にある人々であっても、医療・教育・住宅などさまざまな形で福祉の手が差し伸べられていたことが指摘されている(水島 2006: 215)。

② コック政権(1994年～2002年)

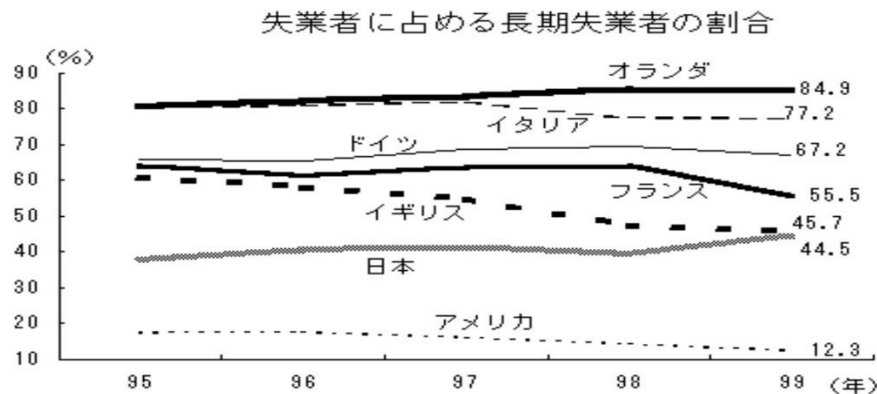
ルベルス政権下での改革を引き継ぎつつも大きな変革へと舵を切ったのがその後に成立するコック政権である。3次にわたるルベルス政権の後に行われた1994年5月のオランダ総選挙は、1918年より76年間にわたって政権担当であった中道政党のキリスト教民主主義政党が下野するという歴史的な選挙結果となった。そして誕生したのが、中道左派の労働党のウィム・コックを首班とする紫連合政権である(小山 2013: 98)。紫連合政権は、ルベルス政権下で開始された各種の改革を一層推進するとともに、特に労働党の意向を反映し、単なる社会保障の縮小ではなく、労働力の活性化と雇用の創出を進める雇用・福祉政策を積極的に採用する方針を掲げ、新自由主義を容認した政策推進を図った。新政権のキャッチフレーズは「雇用、雇用、雇用」であり、キリスト教民主主義政権のもとで築き上げられてきた、雇用よりも所得保障を重視する20世紀オランダの福祉国家の伝統から大きく踏み出したことを示していた。

紫連合政権下の改革の最大の特徴は、キャッチフレーズから分かるように、労働市場への参加を重視し、福祉給付受給者の就労促進政策が本格的に導入されたことである。「福祉給付よりも就労を」の原則に基づき、従来分断されてきた福祉政策と労働市場政策の連携が推進された(水島 2002: 137-138)。このような雇用を重視したワークフェア改革は「オランダの奇跡」と呼ばれた急速な経済再生を実現した。こうしてオランダは大陸型福祉国家の特徴でもある「受動的福祉国家」からの脱出の試みを開始し、男性稼得者への所得保障から雇用重視の福祉政策への転換を進めていったのである。以上のような雇用重視の改革が功を奏し、オランダの失業率は紫連合政権がはじまった 1990 年代後半から改善していった。(グラフ(1)参照) 紫連合政権下で行われた各種改革を受けオランダ国内の失業率自体は大きく改善した一方で、失業者に占める長期失業者の割合は高止まりしており、諸外国と比較しても高水準にあることがグラフ(2)より読み取れる。

グラフ(1)



グラフ(2)



(出所) ○ E C D “Employment Outlook” 1999及び2000より作成。
 (注) 失業者に占める失業期間6か月以上の長期失業者の割合。

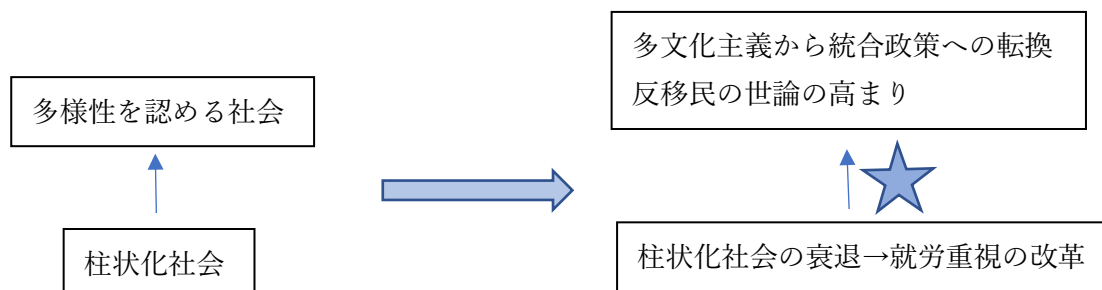
(出典) 内閣府 平成 12 年度年次世界経済報告 第 2 章第 2 節 雇用の質向上を通じた失業の解消(ヨーロッパの場合)

オランダにおいて就労を重視する形での福祉の再編が行われた背景には大きく分けて二つの政治社会の変化がある。第一に、柱状化社会の弱体化が挙げられる。1980 年代以降のグローバル化に伴う急速な経済・社会変動は旧来の固定的な列柱構造を弱体化させた。これにより、政党と支持基盤の関係が緩み、政党の自律性が 1980 年以降高まった。

第二の変化として挙げられるのは、オランダの政治経済体制を考える上で重要な要素であった、ネオ・コーポラティズムの変質である。従来のオランダの政策決定方法の特徴は、労使をはじめとして主要な社会団体を政策決定に組み込み、彼らに一種の公的権限を与える方法を取ってきたことである。なかでもネオ・コーポラティズムと呼ばれる、政府・労働組合・雇用者団体の三者の協調に基づいた社会経済政策の決定システムは、オランダの政治経済体制を考える上で重要である。しかし、70 年代以降は労使の対立が表面化し、ネオ・コーポラティズムは機能不全状態に陥った。加えて石油危機後の失業の増大、社会保障給付の急増と財政赤字といった問題にも対応できなかった。80 年代にはむしろネオ・コーポラティズムは迅速な意思決定を阻害し、利益団体の既得権益保護に奉仕しているという批判が、特に自由主義系の政党から強まってきた。その結果 90 年代には「政治の優位」を重視する風潮が強まり、各種団体の政策決定過程からの排除が進むなどネオ・コーポラティズムと支えてきた諸制度が変質した(水島 2010: 74-75)。

キリスト教民主主義政党中心の政権から紫連合への政権転換が生じた 1990 年代はオランダ政治史における重要な転回点として位置付けられるだろう。福祉の再編の背景となったオランダの社会構造の変容は、前節で述べた、移民団体を尊重する寛容な態度を

支えてきた諸要素の崩壊ともいえる。言い換えれば、柱状化社会および分権的な福祉制度が弱体化したことは従来の移民への態度を覆すことにつながったと考えられる。ここまでのルベルス政権および紫連合政権についての議論から、オランダ社会の変質と移民問題の関係性は下の図のように表すことができよう。以下では、紫連合政権において、移民政策が具体的にどのように転換したのか論じる。加えて、就労重視の福祉改革がこの転換を導いた論理(下図の星印)について考察する。



○ルベルス政権下(～1994 年)

○紫連合政権下(1994 年～)

続いて、紫連合政権における移民政策について検討する。1990 年代のオランダ政府の移民政策の形成は、政府の諮問機関の一つである政策科学審議会によって 89 年に提出された報告書『移民政策』を受けて進められた。移民の雇用問題と教育問題の重点化が提唱され、特に雇用に関しては、移民のオランダ語運用能力や社会経済的な自立能力の育成などの社会スキル向上の必要性に加え、労働におけるオランダ社会への参加の促進を通じた国家への社会貢献という概念が、移民の社会統合において議論され始めた。このように、1990 年代以降におけるオランダ政府の移民政策は、これまでの社会保障への全面的な依存から、労働を通じた社会参加、すなわち市民による国家への社会・経済的な貢献というアクティベーション政策へと舵を切っていく(小山 2019b: 209)。紫連合では移民政策に関しても、市場原理の導入や雇用の活性化など新自由主義の原理に従い、移民を社会保障制度で救済するのではなく、就労によって労働市場に参加させることを最優先事項として、就労支援に関する各種プログラムの開催や、起業と協定を連携し移民の採用を進めてきた(小山 2013: 100)。雇用面以外での移民政策として、例えば 1998 年の「ニューカマー市民法」は移民に対するオランダ語講習やオランダ社会に関する知識の提供を定めるとともに、移民の側に仕事を探す「義務」をも課すものであった。また、違法滞在外国人への社会保障給付の廃止など移民制限的な政策が取られている。これらの政策から、オランダの移民政策は従来の多文化主義的姿勢から、「統合」への政策の力点が移されていることが見て取れる。しかし、これらの移民に対する施策の多くは結果が出るまで時間がかかるうえ、移民の流入傾向に大きな変化は生じなかった。経済状況の好転にも関わらず、都市の犯罪はほとんど減少しておらず、移民と犯罪の増加を結びつける議論が増えていく。その状況下で、オランダの移民政策は従前の寛容な開放

路線から、EU域外からの新規流入を厳しく抑制する規制路線へ転換した。その分岐点となったのが2000年に成立し、翌01年に施行された外国人法(Alien's Act)である。この法律を基盤にして、入国査証や就労許可の発給要件の厳格化、長期滞在許可や市民権取得の義務要件としての統合テストの導入、入国目的に応じた選択的ビザ制度の認定、家族呼び寄せの規制と国外での統合テスト制度の導入、難民認定要件の見直しなどの規制措置が次々と立法化された(河野 2008: 84-85)。2001年のアメリカ同時多発テロ以降、モスクやイスラーム学校への強迫といった形で反移民感情がますます表出することとなった(水島 2019: 125-126)。

要約すると、キリスト教の伝統文化に基づいたオランダの文化価値とは全く異なる価値体系を持つイスラーム系移民は、1980年代には多文化主義の制度的枠組みの中で、集団としてその価値体系を尊重されてきた。ところが、90年代以降は、彼らのエスニシティや集団としてその存在感の強さは、個人を尊重する社会統合への障害と認識され始めた。そして、これまで尊重されてきた彼らの異なる価値体系は、批判へと転じることになったということがいえるだろう(小山 2019b: 201)。

1990年代以降のワークフェア改革を通じて、労働を通じた社会参加が求められるようになったということは前述したが、そうした社会状況下における移民の労働状況は如何なるものだったか。オランダの2000年の労働力率は67%となっているが、オランダに住む移民人口の多くを占めているトルコとモロッコ出身者のデータも確認すると、トルコ人の労働力率は49%、モロッコ人は40%となっている。失業率に関しても、オランダ全体では4%なのに対して、トルコは9%、モロッコは13%と高水準となっている。(表2参照)加えて、非欧州系1世の大半が単純労働従事者であり、景気が悪化した場合に真っ先に人員整理の対象になる。また若年層も卒業資格や職業資格を欠いている者が多いため、オランダ人や欧州系に比べて失業率が高くなるのが避けられない(河野 2008: 83)。すなわち、改革を通してオランダ全体の労働状況は改善されたものの、移民については改善されず、社会への「参加」ができていなかったということがデータから明らかであろう。先に提示したグラフ(2)を照会すると、就労を重視した改革を経ても長期失業者として固定化された層の中に移民が当てはめられることも同時に解釈できるだろう。したがって、先に提示した図の星印の論理は、移民とネイティブ国民の間の格差が拡大、固定化されたことによって、移民集団を尊重する多文化主義的な態度を取り続けることに限界が生じたからだと考えることができる。

(表 2) オランダの労働力指標

	(単位:千人)			
	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年
【総合計】				
労働力人口(千人)	6838	6957	7097	7187
労働力率(%)	65	66	67	67
失業率(%)	6	5	4	4
<トルコ>				
労働力人口(千人)	83	84	90	101
労働力率(%)	45	44	45	49
失業率(%)	22	17	13	9
<モロッコ>				
労働力人口(千人)	65	71	74	67
労働力率(%)	44	45	45	40
失業率(%)	21	20	18	13

(出典) 労働政策研究報告書 オランダにおける外国人労働者受入れ制度と社会統合

紫連合政権後期には、次のバルケネンデ政権に政権交代を許すこととなる予兆が見られるようになった。紫連合政権による新自由主義政策によって高所得者が急増する一方で、従来であれば社会保障によって、救済されていたはずである移民者・ワーキング・プアや失業者といった社会的にマージナルな層を生み出す結果となった。これらの底辺層の人々によりテロや犯罪行為が勃発する可能性が高まり、国民が如何に危険から我が身を守るかというセキュリティへの関心が高まった。オランダ国民のセキュリティへの関心の高さは、移民問題に関しても同様であった。紫連合政権による積極的な就労支援の成果により移民の雇用が拡大する中で、移民問題に関する議論の中心が、雇用問題からセキュリティ問題へと転換したのである(小山 2013: 100)。2001 年の 9 月 11 日のアメリカでの同時多発テロの勃発も、移民に対する世論の厳しさにさらに拍車をかける出来事となった。9.11 以後ヨーロッパに反イスラーム主義が蔓延する中で、この時機を利用したのが新右翼政党であり、彼らは反移民・反イスラームを掲げ高い支持者動員を成功させたのであった。紫連合政権に代わって政権を担ったフォルタインもこれに乗じて支持を伸ばしたのである。

③ バルケネンデ政権(2002 年～10 年)

2002 年のオランダ総選挙では、キリスト教民主アピールが政権に復帰し、ヤン・ペーター・バルケネンデが新政権を握った。バルケネンデ政権はコック政権の就労促進政策を全面的に引き継ぎ、「参加」の拡大を掲げて改革を継続した。例えば、公的扶助制度は、就労を優先する仕組みが強化され、受給者の就労復帰を最優先する制度に改められた。

同時に、受給者に課される就労義務が大幅に強化された(水島 2019: 72)。就労義務の強化のほか、就労不能保険や失業保険の抜本的な改革を通して、就労復帰を促す方向性が強められた(水島 2019: 75)。2002 年オランダ総選挙及びバルケネンデ政権に特徴的なのは、新右翼政党が伸長し、政権入りを果たしたことである。その時政権入りを果たしたフォルタイン党は、2002 年にコラムニストのピム・フォルタインによって立ち上げられ、移民問題を正面から取り上げ、移民・難民制限を訴え、瞬く間に党勢を拡大させた。総選挙で 17% の得票率で第二党に躍進し、連立与党入りを果たし、バルケネンデはフォルタイン党とともに移民政策の厳格化を推進させた。バルケネンデは、紫連合政権の多文化主義に依拠した「価値観の多様性」の重視に反して、オランダ社会(コミュニティ)の「価値規範」の共有を強調し、その主張は転じてオランダの多文化主義に対する批判、移民への問題視がその後 2010 年まで、4 次に渡って続いたバルケネンデ政権の基調路線となった。以後の政権も厳格化の路線を継続している点でこの新右翼政党の政権入りはオランダ政治における重要な転機とも言える。

バルケネンデ政権下での移民政策に触れる前に、2000 年以降のオランダ国内の就業状況について紹介する。04 年の第 1 四半期の失業率はオランダ人が 5.5%であったのに対し、非欧州系は 17.5%であった。06 年に経済は本格的な回復軌道に乗り、07 年第 1 四半期の失業率は欧州系では 4%台に下がった。しかし非欧州系は 13.3%の高い水準にとどまった。住宅・都市開発・環境省で移民統合政策を担当するポール・テッサーは「01～07 年の 7 年間を通していても、非欧州系の失業率は欧州系の約 3 倍であり、格差が景況とは無関係であることを示している」と述べた(河野 2008: 83)。

バルケネンデ政権下の移民政策では、1990 年代までのオランダの政策を特色づけてきた「多文化主義」と決別し、「市民化」という名の統合政策によって、オランダ社会・オランダ文化への統合を強調する姿勢が明確である。従来のようにオランダ文化と他の文化を並列するのではなく、歴史的に形成されてきたオランダ文化の「本質的な特徴」を学んでいく必要があるというのである。そこで移民に対して求められるのは、何よりもまずオランダ語を習得し、オランダ社会の価値観を身に付けることである。移民は自己の責任においてこの「市民化」を進めていかなければならない(水島 2019: 152)。オランダでは 2006 年に家族統合に際して統合試験の通過を義務付ける「海外統合法」が発効したが、その統合政策に直接結びついているのは、2002 年総選挙でのポピュリスト政党「フォルタイン・リスト」である。「ゼロ移民」や「イスラームへの冷戦」などの過激な言説を口にした党首ピム・フォルタインは総選挙を前に暗殺されたが、フォルタイン党はやはり主要な中道右派政党において移民政策厳格化を促す転機となった。その後打ち出された新たな移民政策では、移民と市民の間での、共通の価値と規範に基づく「共有されたシティズンシップ」が打ち出され、入国する移民がオランダ語を話し、オランダの諸価値へ敬意を払うことが求められたのである(佐藤 2021: 228)。すなわち、多文化主義的政策と言うよりは、「移民統合」という名の、実質的には同化主義的政策が展開

されるようになったといえる。他方で、「歓迎すべき」外国人に対しては、むしろその流入を容易にする政策がすすめられている。高度技能者や専門学位保有者などの国際競争力の強化に貢献する技能移民については優遇措置を設け移入を促進する、選別的な移民政策への転換が進んでいる。一般の移民や難民、不法就労者に対する規制を大幅に強化する一方、企業の競争力向上などのオランダに有能な人的能力と税収をもたらす人材の入国を促進することで、移民の「選別」が進んでいるのである(水島 2019: 154 ; 河野 2008: 84-85)。第2次バルケネンデ内閣下(2003~06年)で移民・難民政策の厳格化の旗振り役となったのが、フェルドンク外国人問題・統合担当大臣である。彼女は、イスラーム原理主義の存在が国内で長く無視されてきたことを「長い間、私たちの国には多文化社会が存在し、たやすく相互理解ができるといつてきたが、あまりにも単純に人々が共存できると思い込んでいた」と公の場で批判した。こうして、彼女のもとでオランダの多文化主義的な移民政策は見直されていった(労働政策研究報告書)。

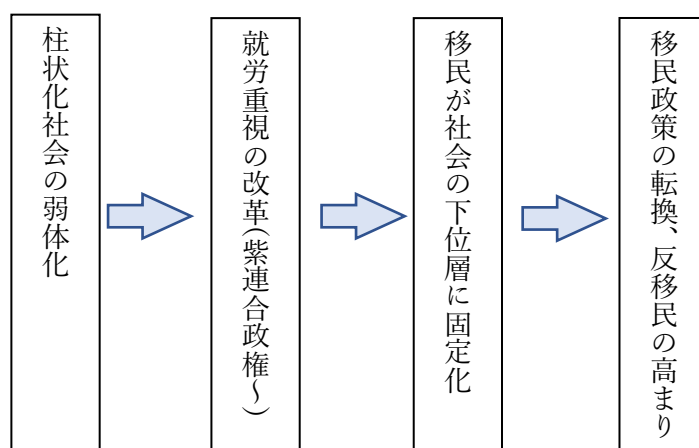
以上のように、移民政策が厳格化していき、その転換はインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙が、オランダは難民政策に関して「ヨーロッパで最も厳格な国の一つ」に転じてしまったと評したほどだった。2006年の世論調査では国民の71%が「オランダ社会になじまない外国人が多すぎる」と移民の急増に不満を表明している。こうした声が移民の流入を規制する立法を促した(河野 2008: 81)。この世論調査の同年の2006年には、反イスラームを前面に掲げるヘルト・ウィルデルスが自由党を設立した。ウィルデルスもまた、自由・人権といった西洋的価値観を援用してイスラームを批判した。この自由党は、2010年総選挙で第三党に躍進しており、バルケネンデ政権以後も移民批判が一定の支持を集めていることが分かる。2007年に施行された新「市民化法」は、すでにオランダに定住している移民も含め、オランダ在住の外国人に新たに「市民化義務」を課すものであり、これによりオランダの移民政策の厳格化は新たな局面を迎えた(水島 2019: 153)。

小括

ここまで1980年代から2000年代初めのオランダにおける福祉改革と移民政策を時系列順に見てきた。そこから明らかになることは以下のようにまとめることができる。オランダでは、1980年代まで多文化主義的な移民政策を行っていたが、それらの政策は柱状化社会と多極共存型民主主義に支えられていた。当時は移民問題が政治の場に持ち上がることはなかったが、1990年代の福祉国家再編期に伴う国家構造の変化および2002年の政権交代に象徴されるオランダ政治の構造変容という重層的な影響により、移民問題は急激な政治化を遂げることになる。多極共存型民主主義の維持に貢献してきた政党であったキリスト教民主主義政党が政権から下野したこと、そして「柱」が弱体化したことによって可能となった福祉改革により、就労を通じた社会への「参加」が重視されるようになった。就労と福祉を結びつける諸改革によってオランダ社会全体の失業

率が改善した一方で、移民は長期失業者として固定化されるようになった。その結果、ネイティブ国民と比較した際の失業率が高い移民に対する反動から移民政策の厳格化へと舵が切られた。柱状化社会に基づいて、多文化の承認、支援に重点を置き、固有文化を尊重しホスト国言語をマスターさせず、ホスト社会についての知識の習得もおざりにしてきたために、正規に職に就けず、労働を通じて社会への貢献をしていないという議論が起こった。こうした議論の下で、オランダの移民政策は多文化主義的なものから統合政策へと転換した(宮島 2021: 15 . 209)。移民のオランダ語の習熟が不十分であることは、オランダに設置されている政府の最も重要な審議機関の SER(社会経済諮問会議)でも分析されている。近年のオランダにおける社会統合政策の評価を行っている SER はオランダにおける移民の社会統合が現状において必ずしも成功していないことを認めている。多年にわたりオランダに居住している移民の多くはオランダ社会に完全に溶け込むことに困難を抱えており、その要因としてオランダ語の熟達程度が依然として不十分であることが結論付けられた(労働政策研究報告書)。

戦後以来、移民人口の割合が高く、多様な社会が築かれてきたオランダにおいて発生した移民排斥の動きは、多様性が直接的な要因となって導かれたものというよりは、多様な社会を支えてきた基盤(ここでは柱状化社会)が衰退したことが導いた福祉の改革によって、移民たちがコミュニティの構成員としての資格を失ったことが大きく影響していると考えることが可能である。「移民から福祉を守る」という水島の表現に表れるような「福祉濫用」批判が支持を得て、反移民の世論が形成された背景には、先述のようなオランダにおけるワークフェア型福祉国家への転換があった。(下図参照)



第4章 スウェーデン

第1節 包摂的な姿勢とその背景

本章では、スウェーデンを取り上げ、普遍主義的な福祉制度を持つ社会民主主義レジームの福祉国家における移民への寛容でオープンな姿勢を、諸政策を例に説明する。同時に、そのような寛容な姿勢を可能にしたスウェーデンの福祉国家の土台についても触れる。この土台がどのように変容し、その時期に移民への姿勢はどのように変わっていったのかという点を中心に考察する。

スウェーデンは、第二次世界大戦以後、1950年代と60年代に高度経済成長を経験し、多くの新規労働者を必要としたことから、短期間のうちに「移民の受け入れ国」となって国際化を進め「外国人に寛大なスウェーデン」という伝統を形成してきた。その結果、今日では「外国に背景を持つ人」はスウェーデンの総人口の20.1%を占め、ヨーロッパ諸国の中でも比較的高い移民人口比率を示している(挽地 2015: 43)。1967年にスウェーデンは新しい移民規制を導入し、北欧以外の国からの労働移民を制限した。70年代半ばに北欧以外からの労働者の流入がほぼ終了してからは、北欧以外からの移民者のほとんどが、難民とその家族・親族から構成されるようになった。スウェーデンは、チリ、イラン、イラク、ソマリア、旧ユーゴスラヴィアなど世界の多くの紛争地域から難民を受け入れてきた。

こうして移民人口が増加する中で、スウェーデンは、社会民主党の長期政権下で早くから移民の統合に取り組み、社会国家のモデルに外国人を積極的に組み入れていった。1967年には、外国人法の見直しを目的に設置された外国人問題に関する調査委員会が報告書を提出し、それに基づき1968年に最初の移民政策に関するガイドラインが採択された。そこでは入国制限を行うこと、在住者に関しては平等を原則とすることが規定された。1969年には、移民に関連する業務を包括的に行う政府機関である移民庁が創設された。最初の移民庁長官を務めたシェル・エーベリを筆頭として、移民庁は移民統合政策を進める積極的推進力ともなった(清水 2016: 5)。1975年には多文化主義政策の導入を表明し、新規の入国者にすべての市民権の付与と文化的・宗教的独自性の保護政策を打ち出した。それは母語教育の権利の保障とスウェーデン語の習得の保障を共に行うものであり、語学教育と社会教育・職業訓練を通じてスウェーデン社会への参加と統合を追求した。また、労働組合も移民と社会との仲介役を積極的に果たしてきた(高橋 2010: 49-50)。

他のヨーロッパ主要国の移民政策と比べた場合、スウェーデンの移民・難民政策は、より開放的で平等主義的な性格を有する。スウェーデン国会は1975年に「移民とマイノリティに関する政策指針」を採択し、今日においてもなお、それをスウェーデンの移

民政政策の基本理念として位置付けている。その政策指針は①平等の原則(在住外国人はその他の市民と同じ可能性・権利・義務を持つ)②選択の自由の原則(在住外国人は母国の言語と文化をどの程度まで保持し、スウェーデンの言語・文化にどの程度同化するかを自己決定できる)③パートナーシップの原則(在住外国人・少数民族集団と他の多数民族集団との間の双方向的・包括的協働を促進する)の三つの原則からなる(挽地 2015: 43)。

スウェーデンがこのような寛容で開放的な移民政策を実施してきた背景には、スウェーデン福祉国家の性質が存在していると考えられている。序章で触れたように、スウェーデン福祉国家は社会民主主義レジームに分類される。このレジームの特徴は、包括的で手厚い再分配型の給付や福祉サービスを適用することであり、特に弱い立場にあるグループだけでなく、全人口を対象とした普遍的なものである(Borevi, Karin 2014)。このレジームの分類を提唱したエスピン＝アンデルセンは、その特徴を以下のように述べた。第一に、社会民主主義勢力は、国家と市場、あるいは労働者階級と中産階級の間で二重構造が生み出されることを容認しない。他の国々で追求されたような最低限のニーズを基準とした平等ではなく、最も高い水準での平等を押し進めるような福祉国家を実現しようとする。きわめて脱商品化の効果が高い普遍主義的なプログラムというかたちをとった。第二に、社会民主主義レジームの最も顕著な特質は、福祉と労働の融合であろう。社会民主主義レジームは、完全雇用を保障することにコミットする一方で、完全雇用の達成に全面的に依存していくのである。連帯主義、普遍主義を実現し脱商品化効果を有する福祉体制を維持する膨大なコストは、ほとんどの人々が働くこと、そして社会的な所得移転に依存する人をできる限り少なくすることで真に可能となる(アンデルセン 2001: 29-30)。このレジームを支える社会民主党は階級的な亀裂を克服して同国社会を「国民の家」にしていくという構想を掲げた。社会保障の拡充を目指し、多くの国民が負担者かつ受益者として国家に包摂される、いわゆる高福祉・高負担型の社会が伝統的に形成されてきた(渡辺 2014: 284-286)。

スウェーデンは、このような福祉国家の特徴の下で、移民に対しても普遍的平等主義の中核的原則を損なわないように、労働移民はネイティブ国民と同じ条件で福祉国家のメンバーシップにすぐにアクセスできるようにすべきだという姿勢をとったのである。1970年代に登場したスウェーデンの移民統合モデルの基本的な考え方は、福祉国家の一般的な「統合の論理」は、移民とその家族にも有効であるというものであった。平等な権利へのアクセスは、移民がスウェーデン社会に統合されるための必要条件とみなされ、同時に、制度の普遍的な性格を損なわないようにすることが求められた。福祉と労働の融合という特徴も合わせて考えると、移民もまた労働の義務を負い、それによって移民管理のシステムに組み込まれていたといえる(Borevi, Karin 2014)。そのため、スウェーデン政府の関心はなによりもスウェーデン国民のための労働市場の保護にある。だからこそ、北欧協同労働市場加盟国以外の外国人に対して、スウェーデンで働くために

は入国前に労働許可の取得を義務付けたのである。しかし、ひとたび合法的に働き始めたならば、失業保険や職業再訓練などにおいて、外国人にはスウェーデン国民と同等の権利を与えられた。また、既に移民に対するスウェーデン語教育は 1960 年代から為されていたが、1972 年に新たに、外国人労働者は 240 時間までのスウェーデン語教育を無料で受ける権利が認められた(山本 2000: 11)。清水によると、スウェーデンにおける多文化主義は、「消極的権利」ではなく「積極的権利」を保障しようとするものであり、また、普遍主義型福祉国家の包摂の論理と強力に結びつけられている。つまり、その国の一般的法律から例外項目を設けることでマイノリティの権利を保障するのではなく、包括的な福祉国家の枠組みの中で、彼らが彼らの文化を保持・発展させるための資源を獲得することを保障しようとするという点で「積極的」な多文化主義が取られていた(清水 2016: 8)。

第 2 節 包摂的な姿勢の転換点

本節では、スウェーデンにおいて 1980 年代までとられていた、普遍主義的な福祉国家を基盤とした移民に対する寛容で多文化主義的な姿勢の転換を大きく三つに分けて考察する。スウェーデンにおける①福祉改革の開始②移民と就労状況③移民政策の転換と反移民の高まりとテーマ別に論じる。包摂的な姿勢が反移民を謳うスウェーデン民主党の支持拡大といった動きをはじめとする移民への方針転換が見られるようになった流れとその背景に関して本節では論じる。

①福祉改革の開始

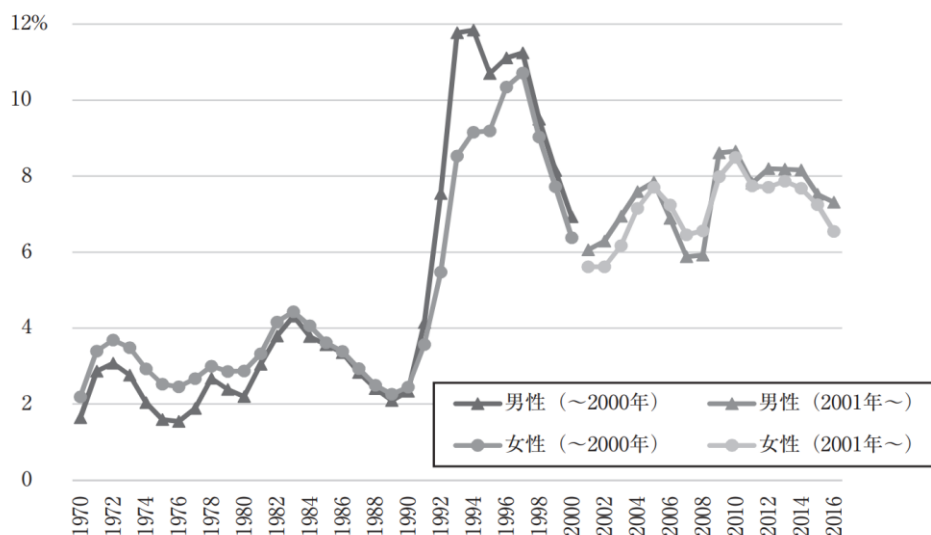
この背景を明らかにするうえで重要なポイントになるのが、第 2 章で取り上げた福祉国家の変容である。スウェーデンに関しては、主に就労を中心とするワークフェア改革に注目する。まず、1990 年代以降に行われた改革以前の制度に関して取り上げる。スウェーデンでは、戦前から長年議会の主要勢力として定着した社会民主党を中心として安定した議会のもとで福祉が提供されてきていた。社会民主主義レジームの維持にはコストがかかるため、税収を確保し、社会的所得移転に依存する人口を最小化する必要が常にある。このためには完全雇用が目標であるばかりでなく死活的条件となり、北欧福祉国家は雇用国家となった。1973 年～89 年の平均の失業率はスウェーデンが 2.3%、ノルウェーが 2.3%、フィンランドが 4.6%であり、大陸ヨーロッパのドイツが 5.3%、フランスが 7.1%、オランダが 7.6%と社会民主主義国家の失業率の低さが際立っている(小川 2002: 89)。スウェーデンでは、雇用政策と社会保障政策の制度全体をとおして就労への支援が行われており、このような政策原理は「就労原則」と呼ばれた。

「就労原則」を支える雇用レジームにおける大きな特徴は、1940 年代から行われてきた積極的労働市場政策である(宮本 2013: 42)。この政策は、労働市場からの排除を未然

に防ぐか、排除された労働者を再び労働市場に戻すことを目的として長年取り組まれている政策であり、具体的には、職業訓練、公共部門を中心とする一時的雇用、民間企業のレイオフを抑制する投資基金、特定の地域やグループ(高齢者・障害者・長期失業者)への雇用助成、労働者の地理的移動の促進といった様々な手段からなる。1999年には、積極的労働市場政策への支出は対 GDP で 1.82%を占め、欧米諸国の中で最も高い比率となっている(小川 2002: 90 ; 宮寺 2008: 104)。こうした積極的労働市場政策に加え、就労と連携した重層的な社会保障制度は、ともに完全雇用を目的とした施策としてアクティベーションと呼ばれ、アメリカのワークフェアとは区別されてきた。アクティベーションもワークフェアも就労と社会保障・福祉を結びつける考え方や施策のことを意味するが、スウェーデンのアクティベーションは、それ自体が就労を義務付けたり、受給者に対して制裁を課したりするものではなく、労働市場のパフォーマンスを向上させることを目的としていた。(一方でワークフェアは、所得保障の受給要件として就労を半ば強制的に義務付ける制裁的な意味を持つ。) スウェーデン福祉国家において、実質的には就労が福祉の条件となっていたにもかかわらず、そうは見えなかったのは、積極的労働市場政策が圧倒的多数の市民の就労を可能にしていたからである。その上で福祉政策が就労を支援しかつそのインセンティブを作り出すという好循環が作用していた。移民についても、スウェーデン経済が好調だった時代においては比較的容易に何らかの職に就くことができており、社会問題になることもなかった。つまり、普遍主義的な福祉国家の基盤及び、労働政策が移民の包摂を可能にしてきたのである。

しかし、このような、スウェーデンにおける就労と福祉を結びつけた体制は 1990 年代に変容していく。第 2 章で取り上げた 1980 年代以降の福祉国家の揺らぎはスウェーデンも例外ではなかった。さまざまな社会保障プログラムの給付要件が厳格化されたり、給付水準が引き下げられたりした。

グラフ(3) スウェーデンにおける失業率の推移、男女別、1970～2016 年

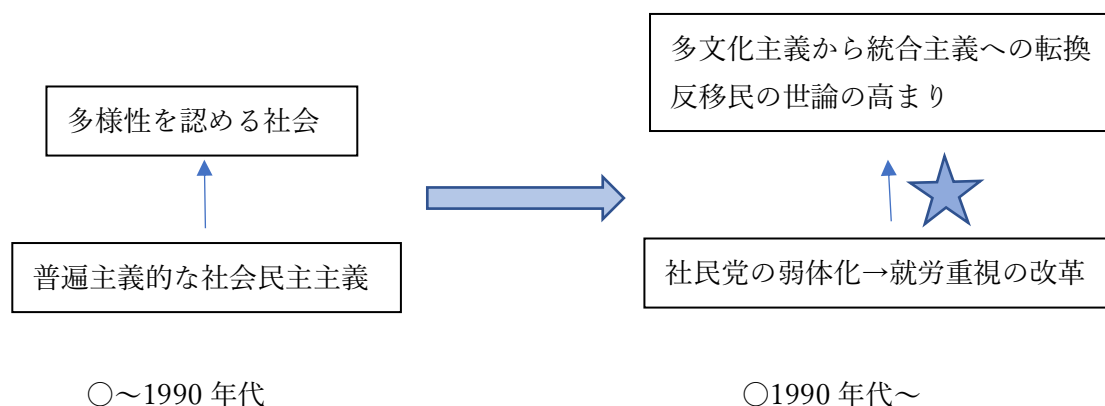


(出典) 鈴木(2018) Statistiska Centralbyrån2017

経済危機を経験し、グラフ(3)から読み取れるように急激な失業率の跳ね上がりを経験した北欧諸国(スウェーデンでは1989年に1.3%であった失業率が93年には8.2%に跳ね上がる)は1990年頃から福祉国家の修正に着手した。1991年に社会民主党に変わって政権についた右派4党は、社民党と協力して、緊縮財政による危機克服策をとった。94年に復帰した社民党政権も、各種社会保障給付の算定基準となる基礎額の引き下げ、疾病手当の減額や待機日の導入などの福祉削減策を断行した(渡辺 2015: 87)。伝統的に行われてきた積極的労働市場政策も供給重視の性格を強め、失業対策としての公共事業は廃止、実地教育を重視した若年層向けのプログラムやIT教育、起業支援のプログラムが導入された。98年には、失業保険手当に対する就労努力義務が強化され、正当な理由なく職業紹介を拒否した場合には支給が中断されるようになった(小川 2002: 97)。スウェーデンでも、1990年代の経済危機を受けて、制裁的な意味をもつワークフェアの要素を持つ福祉国家へと移行していったと言えるだろう。このようにワークフェア化によって受給者が給付に依存しないようにモラルハザードを回避するという意味合いが強調され、個人に責任を求めるという方向性が強まっていった。労働市場と社会保障を好循環させることを目的としたスウェーデンモデルが、個人の就労意欲やモラルを求めるアメリカ型自由主義モデルの方向へと進んでいるという指摘がある(宮寺 2008: 111)。つまり、スウェーデンにおいて伝統的であった普遍主義的な要素が一部削減され、就業と結びついた保守主義的な要素が増し加えられたと捉えることが可能だろう。

ワークフェアの要素を持つ福祉国家への移行がなされた背景として、戦前から長きに渡り安定していたスウェーデンの政治システムが不安定化したことが指摘されている。社会民主党が選挙に敗退して野に下り、その後の選挙で返り咲くというように小刻みな

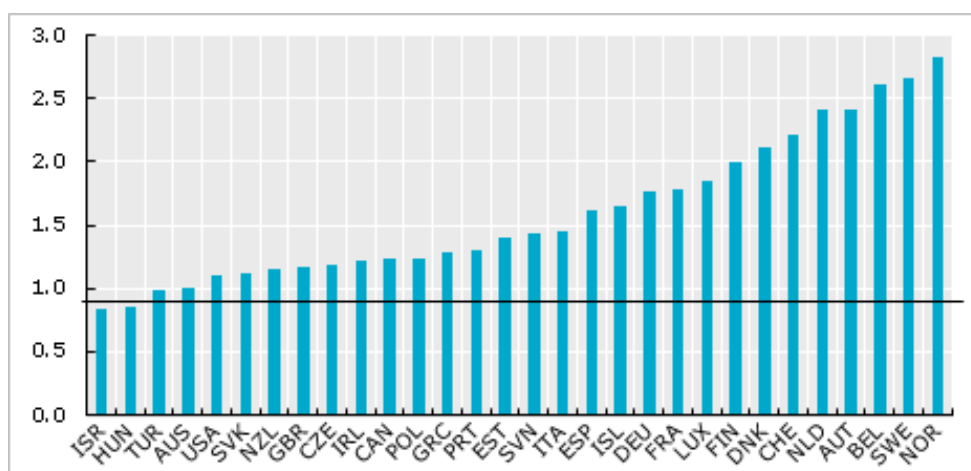
政権交代が生じた。実際に、1991 年には、社民党が右派 4 党に政権を譲るという選挙結果となった。スウェーデンの投票行動に関する調査によると、特定の支持政党を持つ人の割合は減り続け、1976 年の 61%から 2002 年には 40%となっている。各政党の支持者層におけるとくに主体的な支持者の割合についても、社民党の場合は相対的に数値が高いとはいえ、76 年の 78%から 57%へと徐々に下がってきている。その一方で、前回選挙時とは異なる党に投票した人の割合は、76 年の 19%から 02 年の 32%へと増えている。こうした推移から、社民党の支持基盤が揺らいでいることが推察される(渡辺 2014: 288)。投票行動の変易性が高まり、政党支持構造の流動化が進んでいることが分かる。社民党の弱体化を背景にして、先に述べたような就労重視かつ、制裁の要素を持つ福祉国家へ向かう改革が進められたと解釈できるだろう。スウェーデン社会の変質と移民問題の関係性は下の図のように表すことができよう。1990 年代までの部分は第 1 節で明らかにした。以下では、1990 年代以降における移民政策の転換と福祉改革の関連について(下図の星印)考察する。



② 1990 年代以降の移民と就労

経済危機を経験した 1990 年代以降のスウェーデンにおける移民の就労及び移民政策は如何なるものであったか。経済危機以前の完全雇用が達成されていた時期は移民も容易に何らかの職に就くことができていたと前述したが、この状況は大きく変わる。OECD の調査結果によれば、当該国の国民の失業率と比較した場合の移民(外国生まれ)の失業率は、スウェーデンにおいて 2.65 倍で、ノルウェーの 2.83 倍に次いで非常に高い割合となっている。(グラフ(4)参照)(なお、第 3 章で扱ったオランダもこのグラフでは上位 5 位に位置している。)移民の中でも、スウェーデンでの滞在年数が長ければ長いほど就業率が高くなる傾向があるものの、滞在年数 20 年以上の外国生まれの人もスウェーデン生まれに比べると就業率が低くなっているのが現状である(藤岡 2012: 50)。

グラフ(4) Foreign-born unemployment rate relative to native-born unemployment rate



グラフ(4) Foreign-born unemployment rate relative to native-born unemployment rate

(出典) OECD Factbook 2013

このように国民と比較した際に移民の失業率が高くなる理由を二つ挙げる。第一に、寛大な福祉国家において、移民は人的資本や社会関係資本がなくても、またホスト社会に適応しようとしなくても、それなりの生活を維持することができる。一方で、多文化主義的な統合政策は、労働市場に参入する際に必要となる移民の人的資本を眠らせることにつながる。したがってネイティブと移民との間の社会経済的な格差はスウェーデンのような社会民主主義的な福祉国家においてもっとも大きくなり、イギリスのような自由主義的な福祉国家においてもっとも小さくなるのである(挽地 2015:46)。第二に、解雇規制が強く、ネオ・コーポラティズム的賃金決定方式のもとで高水準の賃金の平準化が進んできた。移民労働者は、アメリカをはじめとするアングロサクソン系諸国のように、解雇が容易な低賃金労働力として労働市場に参入することがむずかしい。むしろ解雇規制の強いヨーロッパ型の労働市場においては、雇用者は同一の高水準の賃金のもとでリスクの少ない自国民労働者の採用を選好するため、移民労働者は不利な状況に置かれてしまう(水島 2006:212)。したがって、1990年代の経済危機とそれにとまう失業率の高まりに際して、移民が労働市場に参入することがますます難しくなったと考えられる。

移民の労働市場参入が困難になったことと、移民の排除の関係性についてだが、ワークフェアの概念が根付くようになったスウェーデンにおいて移民の排除を促すのはやはり、福祉制度における選別主義の浸透である。移民は就労によって貢献することにより福祉制度への包摂が認められるような制度設計になったため、移民との関係についても就労条件が強く意識されるようになった。永吉による各国の国民の移民に対する意識

調査から、スウェーデンのように、寛大で、普遍主義的、移民に開放的な福祉制度であれば、移民包摂の基準として就労条件が選択されやすいという結果が出ている(永吉 2016: 167)。しかし、ここまで検討してきたことから、スウェーデンにおいては移民とネイティブの失業率の差が大きく、さらに、労働市場参入の際の障壁が存在することが明らかになった。

③ 移民政策の転換と、反移民の世論の高まり

移民政策の転換については、1986 年には新たな政策が打ち出され、方針転換が図られ、多文化主義が見直された。1996 年には、スウェーデン政府は、同国が移民政策から統合政策に舵を切ったことを正式に発表し、1997 年ガイドラインでは「移民政策から統合政策へ」と強調されたように、「統合政策」が使われるようになった。この移民政策の見直しの背景には、90 年代以降の経済構造の変化があった。これまで積極的労働市場政策や社会保障制度によって速やかに労働市場に戻れた層が、徐々に社会扶助の対象者となっていった。労働市場では失業保険の適用によってそこから排除された失業者が、社会扶助に流入するようになる。就労を前提として給付を所得に比例させるプログラムは、完全雇用と連動したからこそ普遍主義的な福祉を実現できた。しかし、いったん失業が固定化されると所得比例給付を受けることができる層と最低限給付に甘んじる未就業層が二極化する。ワークフェアの制度からこぼれ落ちて、最低限給付のみを受給する層は増大傾向にある。すなわち、ワークフェア改革は、長期失業者層を固定化するように機能し、社会の二極化を生じさせたというマイナス面も持っていると言えるだろう。長期失業者層に関して、とくに北欧以外からの外国人労働者の失業率を見ると、1994 年で 28%と特出している(宮本 2001: 84)。

1990 年代の経済危機以降に、増え続ける移民の間で失業率が特に高まったこと、さら移民が低賃金職に集中する傾向や移民集住地区の拡大が目立つようになったことなどから、移民の社会的周辺化が進んでいると指摘されるようにもなった。移民に対する社会的給付がホスト社会にとっての負担となることが問題視されるようになったため、スウェーデン人の中での移民を取り巻く世論が厳しさを増した。政治難民を含めたスウェーデンの移民数は 2000 年代初頭から 12%を超えており、その割合はデンマークやノルウェーを超えていた。実際に、1990 年代をとおして、「スウェーデンに迎えらる政治難民の数は削減するほうがよい」と答えるスウェーデン人は、ほぼ一貫して 50 パーセントを超えているという調査が存在する(宮本 2004: 80)。

このような状況下で躍進したのがスウェーデン民主党である。ここではスウェーデン民主党について簡単に説明を加える。多文化主義的な政策に反対する人々が 1979 年に「スウェーデンをスウェーデンのままに」という運動を立ち上げ、露骨な人種差別表現を用いて移民排斥を訴えるようになり、これにネオナチ組織や族主義の小政党が合流した後、その一部が 88 年にスウェーデン民主党となった。現在では、左右の既成政党お

よび主要メディアが人道主義に基づく寛容な難民受け入れ政策と多文化主義的な社会統合政策の堅持で合意しており、スウェーデン民主党だけが移民批判、多文化主義批判を繰り返す状況が続いている。同党は、移民への在留許可や市民権付与の厳格化を求めるとともに、「スウェーデンのイスラーム化を阻止する」とし、さらには移民の国外追放を求めたりしている。こうして文化、福祉、治安など様々な問題と結びつけて移民批判を展開するという点でポピュリスト的性格を持つ。さらには移民の社会統合にかかる費用を高齢者介護に充てるように主張したり、犯罪を起こした移民の国外追放を求めたりしている。スウェーデン民主党は移民問題を争点化しようとして支持を伸ばし、このような影響力をもつ存在に成長したのである(渡辺 2015: 93)。スウェーデン民主党は、「社会保守主義と統合された福祉国家の維持を、よい社会を作る最も重要なツールと考えている」と述べる一方、「遠くの国からの大量の移民は全体として経済的にも社会的にもきわめて否定的な影響をもたらす」と述べ、「われわれの国民的アイデンティティと豊かさや安全に対する脅威となる」ような大規模な移民の受け入れの制限を訴える。この主張からは、福祉国家を維持するために移民の排除を必要とするという福祉愛国主義のロジックが見られる(永吉 2016: 153)。2012 年の世論調査では、スウェーデン民主党の支持は社民党、保守党に続いて三番目の水準に達するようになっており、右翼政党が政治に現実の影響力を及ぼし始めている。

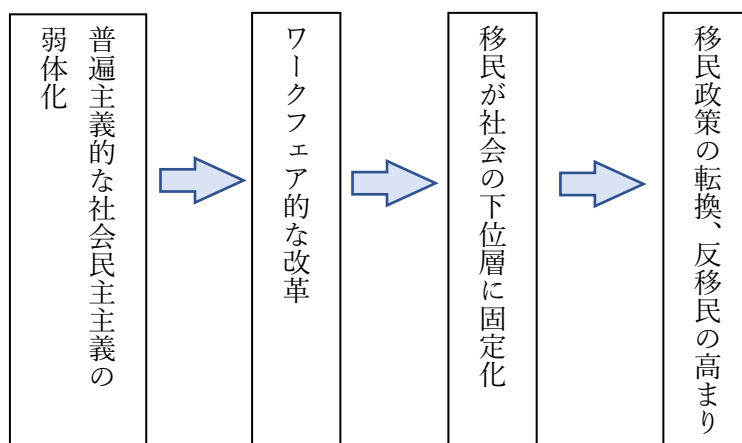
長年スウェーデンの中心政党として大きな力をもった社会民主主義政党が 1990 年代以降に弱体化したことは先に述べた。社民党は 2006 年の国政選挙で 12 年ぶりに政権から下野する。この政権交代では中道右派 4 党による連立政権が誕生した。政権交代の背景には、保守党のワークフェア戦略への転換がある。保守党はこれまで福祉国家を支えてきた「就労原則」が空洞化しており、福祉国家に「ただ乗り」する人々が増加しており、このままでは福祉国家は維持できないという批判を展開した。こうして誕生した新政権が打ち出した政策は、就労促進型の福祉国家の大枠を維持しつつ、アクティベーション型のスウェーデン福祉国家をワークフェアの方向に近づけようとするものと理解できる(宮寺 2013: 47)。社民党の弱体化は、就労を重視した福祉改革が行われる背景になったと同時に、同政党が基盤を担ってきた移民に対する寛容な姿勢の転換にもつながっていると考えることが可能だろう。

小括

スウェーデンにおける寛容でオープンな移民政策は、社会民主主義レジームの福祉国家及び社会民主党を中心として安定した議会に支えられてきた。積極的労働市場政策をはじめとする就労政策もスウェーデンモデルの大きな特徴であり、そのおかげで完全雇用が実現されていたと同時に、社会民主主義レジームの高福祉のための財政基盤も支えていた。しかし、1990 年代の経済危機とそれに伴う失業率の急上昇、同時期の社会民主党の支持基盤の弱体化により福祉体制の転換が余儀なくされる。就労を福祉給付の絶対

条件として、就労しない場合には給付を打ち切るといった制裁的な意味を持つワークフェアの要素が加えられた。スウェーデン国民の失業率には改善傾向が見られたものの、労働者内での分断を生んだ。この時期に推進された諸政策は、中間層や高学歴層、安定した職をおつ労働者層からは支持を獲得した。しかし、不安定な雇用や低賃金の状況にある労働者層は、これらの政策の負の影響を受けやすくなり、不満を持つようになり、むしろ従来型の国家からの強い保護を求める(近藤 2019)。こうした不満を持つ層が新たに台頭してきた右翼政党の支持基盤となった。ワークフェア化したスウェーデンにおいて、移民の失業率は依然として高く、ネイティブとの社会経済的な格差が拡大していった。加えて、移民が社会の下位層に固定化されるようになり、移民がある種のフリーライダーとして認識されるようになる。これに対する反動は、福祉国家体制の解体を要求するのではなく、その対象を限定する方向で現れることになり、その結果として反移民の世論が高まったと考えられる(宮本 2004: 61)。オランダの事例でも明らかになった、「移民から福祉を守る」という議論はスウェーデンの事例においても当てはめられることがここまで論じてきたことから明らかになった。この議論が現在のスウェーデン民主党の高い支持に結びついたのでないかと考えられる。一旦受け入れた移民の社会統合は長期的な政策課題として残存すると思われるため、この反移民政党の存在感は今後しばらく維持されると推測されている。

1950年代から短期間のうちに「移民の受け入れ国」となって「外国人に寛大なスウェーデン」という伝統を形成してきたスウェーデンにおいて多文化主義的な移民政策が廃されてきたことや、近年になって反移民政党が高い支持を集めるようになったこと背景には移民を社会から切り離す作用をもったワークフェア改革があったということが明らかになった。



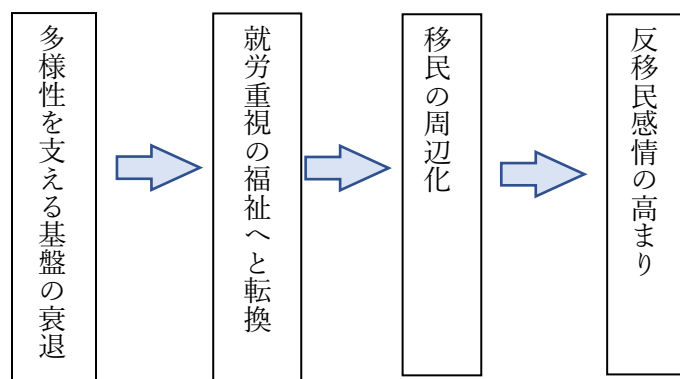
終章

第1節 両国の事例の検討から分かること

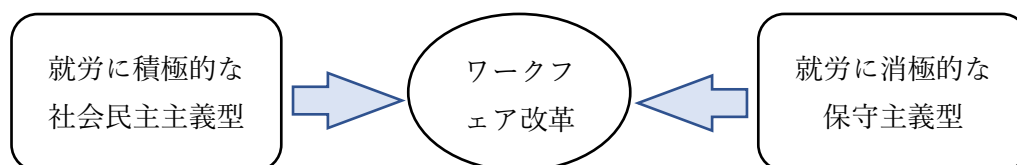
本章ではまず第1節で、3・4章で検討したオランダとスウェーデンの事例を振り返り、第2節の結論部で改めて「進歩派のジレンマ」を評価する。両国に共通している要素として、移民への寛容な態度を可能にしてきた基盤が崩れたことで寛容さに限界が生まれていることはここまで議論で明らかになった。オランダについては、柱状化社会と多極共存型民主主義が、スウェーデンについては、社会民主主義に根付いた普遍主義的な考え方に特徴づけられる社会民主主義政党が弱体化したことが移民への態度にも大きな影響を与えた。加えて、両国におけるこれらの社会基盤の弱体化は、1990年代以降の経済危機を契機とした福祉改革が行われる背景にもなった。すなわち、移民に対する寛容な姿勢を可能にしてきた要因が1990年代前後に崩れ、諸改革が行われたことによって従来の寛容さが限界を迎えているという点で共通していると言えよう。また、その諸改革の中身も類似したものである。要約すると、第2章で紹介したワークフェア改革である。この改革によって、福祉の受給の条件としての就労が重視されるようになると、福祉のあり方が、国民に無条件に付与されるものから、義務を果たす者に与えられるものへと変容を遂げた。ここまでの議論で明らかになった、福祉改革と移民に関して、オランダとスウェーデンに表れたことは以下である。1990年代の経済危機を受けて失業率が上昇し、雇用を重視した福祉国家への転換がなされたこと、加えて、現地生まれの国民の失業率はワークフェアの要素をもつ諸改革により改善した一方で、移民の失業については改善されず、それどころか社会の下位層に固定化されるようになったことである。ワークフェア改革を経て、就労を通して社会に参加することがシティズンシップのコア概念となるのならば、「参加」に困難をともなうとみなされる人々、とりわけ外国人や移民は、一部を除けばシティズンシップを認められることは難しくなり、最終的には少なからぬ部分が「排除」される可能性が高い。こうして社会の中で移民排斥感情が高まると同時に、反移民政党も支持を伸ばしていった。このような動向は本稿で取り上げたオランダとスウェーデンに限られたものではない。ヨーロッパでは、主要政党による包摂型政策の展開によって強い就労規範が打ちされるなかで、移民層が文化や言語の問題もあって福祉に依存する傾向があることへの反発が強まっている。これに対して新しい右翼政党は、かつての新自由主義的な主張を撤回し、福祉ショービニズム的な主張で支持を拡大している(宮本 2013: 20)。加えて、政府が行う移民政策も、マイノリティの差異を認めそれらを尊重する多文化主義的な政策から、本国の文化に馴染ませようとする統合政策へと転換していった。第2章で論じたようにワークフェアに向かってヨーロッパ全域で改革が進められた上、移民排斥を謳う極右政党の伸長は、ドイツの、ドイ

ツのための選択肢(Afd)や、オーストリア自由党などをはじめとして、ヨーロッパで広く見られている現象である。1980年代以降に各国で行われてきたワークフェア改革が、失業率を改善するというプラスの効果を持つ一方で、社会の二極化を生むというマイナスの効果も持つという性質を鑑みると、本稿で取り上げていないヨーロッパ諸国でもオランダとスウェーデンと同様の事態が発生していると推察することが可能だろう。

(図)オランダとスウェーデンに共通してみられた移民を取り巻く社会の変化



このように共通点が多く見出されたオランダとスウェーデンだが、前述したように福祉レジームが異なっており、特に雇用に関する姿勢は正反対と言えるほどの違いが存在した。社会民主主義レジームの北欧諸国では積極的労働市場政策を採用し、労働力の再教育や産業間移動の促進によって失業を抑制して完全雇用を追求してきた。それに対し、保守主義レジームの大陸型国家は労働力の供給サイドの削減を重視し労働力の再活性化を促すことはほとんどない「受動的」福祉国家であった(水島 2019: 47-48)。しかし、90年代の社会経済的変動を契機としてワークフェアの要素を持つ福祉国家に収斂していった。(下図参照)それぞれのレジームに帰属する政治社会的な基本的構造の変化が福祉の改革及び移民政策の転換を引き起こしたと解釈できるだろう。

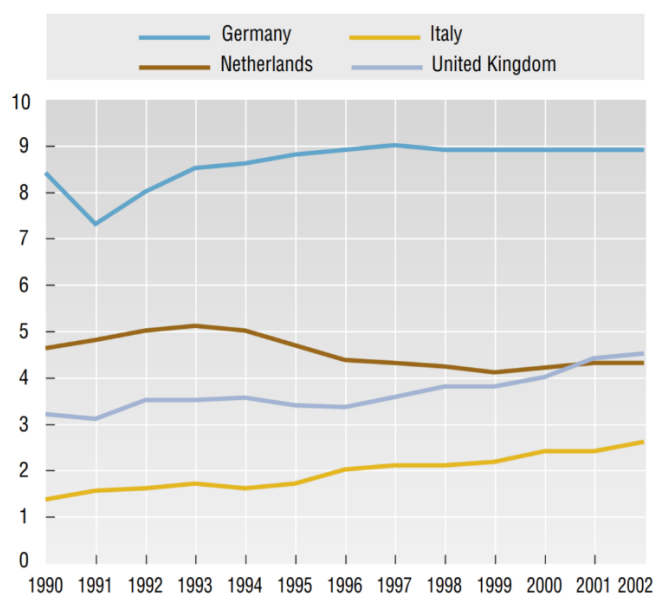


第2節 結論

ここでは事例研究から明らかになったことを踏まえて、「進歩派のジレンマ」に関して検討する。今日、連帯感が衰退しつつあることは多くの研究者が同意している。しかし、その要因を移民の増加による国家内の多様性にあるとする論者と、多様性を擁護する論者がいることは先に紹介した。たしかに、移民人口が増加し一国家内の民族多様性が増していることは事実である。同時に、9.11 同時多発テロが代表的だが、テロ事件の発生がイスラーム及び民族多様性への忌避を導いている側面があることも認められる。特に特に本稿で取り上げたオランダにおいては 9.11 テロに加えて、2004 年に発生したテオ・ファン・ゴッホ暗殺事件がイスラームに対する世論の形成に大きな影響を与えたと言われている。(オランダ人の有名映画監督、テオ・ファン・ゴッホがモロッコ人でイスラーム急進派テロリストの男に殺害された事件。) 世論の形成という点では、国民にとって目に見える移民の増加は影響を与えやすいだろう。

しかし、多様性そのものが移民排斥を直接的に引き起こすのか否かについては疑問が呈される。下のグラフ(5)は、人口に占める外国人の割合の推移である。1990 年以降、外国人比率に大きな増加は見られない。本稿で取り上げたオランダについてはむしろ減少傾向にある。つまり、オランダにおいて移民政策の転換、厳格化が見られた 1990 年代後半から 2000 年代にかけて、国内の多様性が増したという状況は否定できる。多様性が増していないにも関わらず、移民への姿勢が厳格化した要因は社会構造的な基盤の転換であるということを本稿では結論付ける。また、ここまで本稿では、移民に対する姿勢の転換を体現するものとして、具体的な政策の転換を取り上げてきた。これらの政策の転換を引き起こしたのは、移民が周辺化して社会の下位層に固定化されてきたことである。それによってホスト社会の負担が大きくなり、移民の統合に向けた政策や厳格化した政策がとられるようになった。単に移民人口が増加して多様性が増したことが政策の転換を導いたとは言えない。本稿で分析対象とした 2000 年代初頭までの期間においては、「進歩派のジレンマ」の「多様性が連帯を切り崩す」という主張が必ずしも成り立たないと結論付けることができよう。

グラフ(5) Foreign nationals in selected OECD countries
As a percentage of total population



StatLink: <http://dx.doi.org/10.1787/125533736023>

(出典)OECD Factbook 2005

多くのヨーロッパ諸国でホスト社会への移民の包摂に向けた多文化主義政策は 1980 年代後半から陰りを見せはじめ、1990 年代になると「統合政策」に向けて大きく修正を迫られていった。移民政策をより制限的な規制路線へと転換し、①移民規制の厳格化②選択的な移民の受け入れ③社会統合に向けた「市民化」政策の推進という相互補完的な三つの方針によって実施する傾向がヨーロッパ全体で強まっている(挽地 2015: 41)。その背景には共通して、就労を通じた社会参加を求める体制への転換があったと言う。2000 年代に入ると、社会統合政策はますます強化された。さらに、受入対象者の限定と選別がなされ、EU域外の外国人労働者の受け入れをこれまで以上に厳しく規制しつつ、高度技能者や経営者・投資家等の受け入れが推進・拡大された(高橋 2010: 66-67)。このような移民の選別もまた、ワークフェア型福祉国家への再編にともなうシティズンシップ概念の転換によるものである。貢献度の高い移民と低い移民に選別された結果、困難な条件にあるマイノリティほど労働市場や教育現場から排除されることになったのである。ワークフェア制度は、福祉受給の条件としての就労義務の強化など、「周辺層を構造的に切り離す」選別主義的な性質をもったため、福祉愛国主義の高まりを生じさせた。福祉制度やの包摂の条件としての就労条件を満たしていないとの認識が広がった場合には、移民の福祉制度からの排除が要求される傾向にあることは先に述べた。ワークフェア福祉国家へと向かっていったのは本稿で扱った保守主義レジーム(オランダ)と社会民主主義レジーム(スウェーデン)に限ったものではない。エスピン・アンデルセンによる福祉国家の 3 類型の残りの一つ、自由主義レジームの国家においてもワークフェア

への動きがみられた。1990年代後半、イギリスのブレア政権時の「第三の道」が代表的である。同時に、イギリスでは英国独立党(UKIP)が伸長していたり、ブレグジットの渦中に移民問題が盛んに取り上げられた。そのため、オランダとスウェーデンに限らずヨーロッパ全域において、多様性が連帯を衰退させたという「進歩派のジレンマ」の主張を論駁できるのではないか。

では最後に、序章で紹介した移民統合政策指標(MIPEX)におけるオランダとスウェーデンの高評価はどのように解釈できるだろうか。「移民・難民に対してホスト社会が寛大であること」と「移民・難民がホスト社会に統合されていること」は同じではないし、移民・難民への寛容な政策が移民・難民の社会統合の達成につながるわけではないと挽地は論じたが、本稿での事例研究からも同様のことが言える(挽地 2015: 49)。序章で紹介したように、移民統合政策指標(MIPEX)では高い評価を受けている国(本稿におけるスウェーデンが一例)でもネイティブ国民との格差が顕著に表れていることが明らかになった。政策の有無だけに着目して移民の統合を評価した MIPEX の指標では移民の社会統合の全容が評価できないことが明らかになった。移民の社会統合の現状が反映できる指標が今後求められる。

第3節 本稿の課題

本稿では、オランダとスウェーデンを事例に「進歩派のジレンマ」について検討した。民族多様性は国内の連帯意識を衰退させるというジレンマの主張に対して、連帯意識が衰退したのは、社会の多様性を支えてきた社会構造的基盤が崩れたことで、移民をはじめとするマイノリティが社会の下位層に固定化される結果になった諸改革が行われたためであると結論付けた。しかし、移民人口の増加や、多様性の度合いが増すことが連帯意識に影響を及ぼさないということは明らかにできなかった。この点が本稿の第一の課題である。たしかに、キムリッカらが言うように、異質性のレベルや、多文化主義の種類のレベルなど重要な変数についての長期にわたる信頼性の高いクロスナショナルデータおよび、多文化主義政策の導入と福祉国家の間に負の相関があることを明らかにした実証研究は存在しない。本稿内での事例研究の中でこの相関を否定することができれば、本稿の結論の根拠がより強固になっただろう。

第二に、オランダとスウェーデンをそれぞれの福祉レジームの代表として取り上げたが、同一のレジームの国家でも福祉の運用の仕方や、移民への姿勢に違いがみられることは宮本をはじめとする研究から明らかになっている。同一レジーム内の差異を検討することで本稿では明らかにならなかった要素が発見されるかもしれない。

第三に、本稿で分析対象とした 2000 年代初頭までの範囲ではジレンマの主張を反駁することができたが、さらなる移民人口の増加がみられ多様性が増した 2000 年代から

今日にかけては、ジレンマの主張が正当性を持つ可能性が残っているため、「進歩派のジレンマ」の妥当性は今後も検討の余地が大いに残されていると思われる。

参考文献

- 石田徹 (2010)「格差・貧困・社会的排除の比較政治経済学－雇用と福祉から見たEUと日本－」高橋進編著『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房 16-43 頁
- ウィル・キムリッカ (2018)『多文化主義のゆくえ－国際化をめぐる苦闘』法政大学出版局
- エスピン・アンデルセン(岡沢憲芙、宮本太郎監訳) (2001)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房
- 小川有美 (2002)「北欧福祉国家の政治－グローバル化・女性化の中の「国民の家」」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房 79-116 頁
- 小山友 (2019a) 「政治参加と宗教－オランダのキリスト教民主主義とトルコ系宗教運動における政治プラグマティズム」『千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書』第 351 集 1-21 頁
- 小山友 (2019b) 「オランダ労働党における移民政策の変遷－イスラム系移民の包摂にみる成果と限界」『公共研究=Journal on public affairs』15 巻 1 号 194-230 頁
- 小山友(2013)「オランダ新右翼の台頭とその特質」『東洋英和大学院紀要』9 巻 95-112 頁
- 河野健一(2008) 「イスラム系移民増に揺れるオランダ－伝統のリベラリズムと多文化主義は守れるか－」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』第 9 号 79-91 頁
- 佐藤俊介、伊藤武、網谷龍介編 (2021)『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』ナカニシヤ出版
- 清水由賀 (2016)「スウェーデンにおける移民統合政策の起点－1960 年代末から 70 年代中期の整備と背景要因」『ソシオサイエンス』vol.22 1-16 頁
- 鈴木賢志 (2018)「スウェーデンの労働市場」『日本労働研究雑誌』No.693 61-70 頁
- 高橋進 (2010)「包摂と排除の国際比較 外国人労働者、移民、ムスリム問題」高橋進編著『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房 44-73 頁
- 田中拓道 (2021)『リベラルとは何か』中公新書
- 田中拓道、近藤正基、矢内勇生、上川龍之進著 (2020)『政治経済学－グローバル化時代の国家と市場』有斐閣ストゥディア
- 田中理恵子 (2005) 「「オランダモデル」の文化的背景－合意と共存のコミュニティ形成－」『社会研論集』Vol.5 1-14 頁
- 寺本めぐ美 (2013) 「オランダにおける 1980 年代以降の「移民政策とトルコ・クルド系住民の活動－「柱状化社会の枠組」への対応に注目して」 『移民政策研究』第 5 号 99-112 頁
- 永吉希久子 (2018) 「福祉国家は排外主義を乗り越えるか－福祉愛国主義と社会保障制度」樽本英樹編著『排外主義の国際比較－先進諸国における外国人移民の実態』

- ミネルヴァ書房 149-176 頁
- 野田昌吾 (2010)「包摂と排除の比較政治学—問題の所在」高橋進編著『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房 1-15 頁
- 挽地康彦 (2015)「スウェーデンにおける移民統合のパラドクス」『和光大学現代人間学部紀要』8 巻 39-51 頁
- 藤岡純一 (2012)「スウェーデンにおける移民政策の現状と課題」『The Journal of the Department of Social Welfare, Kansai University of Social Welfare』Vol.15-2 45-56 頁
- 水島治郎 (2006)「福祉国家と移民—再定義されるシティズンシップ」宮本太郎編『比較福祉政治 制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部 206-226 頁
- 水島治郎 (2019)『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』岩波書店
- 水島治郎 (2010)『ヨーロッパ政治ハンドブック』馬場康雄編集 東京大学出版会 第 5 章
- 水島治郎 (2003)「オランダにおけるワークフェア改革—「給付所得より就労を」—」『海外社会保障研究 Autumun2003 No.144』53-66 頁
- 水島治郎 (2002)「大陸型福祉国家—オランダにおける福祉国家の発展と変容」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房 117-148 頁
- 宮島喬 (2021)『多文化共生社会への条件—日本とヨーロッパ、移民政策を問いなおす』東京大学出版会
- 宮寺由佳 (2008)「スウェーデンにおける就労と福祉—アクティベーションからワークフェアへの変質」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』236 巻 102-114 頁
- 宮本太郎 (2001)「社会民主主義の転換とワークフェア改革—スウェーデンを軸に—」『年報政治学』52 巻 69-88 頁
- 宮本太郎 (2004)「新しい右翼と福祉ショービニズム—反社会的連帯の理由—」齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房 35-86 頁
- 向山恭一 (2021)「移民・福祉・連帯—多文化社会においてネーションを再創造すること—」『新潟国際情報大学国際学部紀要』第 6 号 27-42 頁
- 山本健児 (2000)「スウェーデンへの移民と移民問題」『地誌研年報 9 号』1-30 頁
- 渡辺博明 (2014)『ヨーロッパのデモクラシー』ナカニシヤ出版
- 渡辺博明 (2015)「スウェーデンにおける代表と統合の変容—選挙連合政治の出現と右翼ポピュリスト政党の台頭—」『年報政治学』66 巻 2 号 80-99 頁

<https://forbesjapan.com/articles/detail/27574>

「寛容な多文化主義が頓挫した国、オランダで何が起きたのか」(アクセス：2021 年 11 月 19 日)

https://www.jil.go.jp/institute/reports/2006/documents/059_02-5.pdf

労働政策研究報告書No.59 第5章 オランダにおける外国人労働者受入れ制度と社会統合 179-205 頁 (アクセス: 2021 年 12 月 7 日)

[https://www5.cao.go.jp/j-j/wp-we/wp-we00/sekaihakusho-00-](https://www5.cao.go.jp/j-j/wp-we/wp-we00/sekaihakusho-00-22.html)

[22.htmlhttps://www5.cao.go.jp/j-j/wp-we/wp-we00/sekaihakusho-00-22.html](https://www5.cao.go.jp/j-j/wp-we/wp-we00/sekaihakusho-00-22.html)

内閣府 平成 12 年度年次世界経済報告 第 2 章第 2 節 雇用の質的向上を通じた失業の解消(ヨーロッパの場合) (アクセス: 2021 年 12 月 17 日)

<https://synodos.jp/opinion/international/22447/>

近藤康史(2019)『深まる社会民主主義政党のジレンマ』 (アクセス: 2021 年 12 月 21 日)

Banting Keith and Will Kymlicka(2015) “The Political Sources of Solidarity in Diverse Societies” *SSRN Electric Journal*, January pp.1-34

Banting Keith and Will Kymlicka(2006)“Immigration, Multiculturalism, and the Welfare State” *Ethnics & International Affairs*, September pp.281-304

Borevi, Karin (2014) “Multiculturalism and welfare state integration: Swedish model path dependency”, *Global Studies in Culture and Power*, vol. 21, no. 6, pp. 708-723

Goodhart, David(2004) “Too Diverse? ,” *Prospect*, February 20

Markus M. L. Crepaz Regan Damron (2009)“Constructing Tolerance: How the Welfare State Shapes Attitude About Immigrants” *Comperative Political Studies* Volume42 Number3 March pp.437-p463